

平成15年6月23日

1. 出席議員

1 番	徳村博紀	12 番	岩吉泰彦
2 番	伊東茂	13 番	井手常道
3 番	福井正	14 番	青木幸平
4 番	水頭喜弘	15 番	中村清
5 番	橋爪敏	16 番	谷口良隆
6 番	山口瑞枝	17 番	中島邦保
7 番	中村雄一郎	18 番	吉田正明
8 番	橋川宏彰	19 番	谷川清太
9 番	森田峰敏	20 番	松尾征子
10 番	北原慎也	21 番	中西裕司
11 番	寺山富子	22 番	小池幸照

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	坂本博昭
局長補佐	坂本芳正
管理係長	迎英昭

平成15年6月23日（月）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由の説明）
- 日程第2 報告第4号 平成14年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書について（報告）
- 日程第3 報告第5号 平成14年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について（報告）
- 日程第4 報告第6号 平成14年度鹿島市水道事業会計予算繰越計算書について（報告）
- 日程第5 報告第7号 平成14年度鹿島市土地開発公社事業計画変更について（報告）
- 日程第6 報告第8号 平成15年度鹿島市土地開発公社事業計画について（報告）
- 日程第7 議案第33号 専決処分事項の承認について（平成15年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第1号））（質疑、討論、採決）
- 日程第8 議案第34号 鹿島市税条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第9 議案第35号 鹿島市手数料条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第10 議案第36号 鹿島市母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第11 議案第37号 鹿島市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第12 議案第38号 鹿島市非常勤消防団員に係わる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第13 議案第39号 平成15年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第14 議案第40号 平成15年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第15 請願上程
請願第2号 「国立病院の独立行政法人化にあたり、賃金職員の雇用継承と医療・看護体制の拡充、院内保育所の継続を求める請願書」（文教厚生委員会付託）
請願第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願」（文教厚生委員会付託）

午前10時2分 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

○議会事務局長（坂本博昭君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案1件の追加提出がありました。議案番号、議案名は、お手元に配付いたしております議案書（その2）の目次に記載のとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由の説明）

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第1. 議案の追加上程であります。

議案第41号を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

皆さんおはようございます。本定例会に提案いたしました議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日、追加提案いたします議案は、補正予算1件でございます。

それでは、提案理由の要旨を御説明いたします。

まず、議案第41号 平成15年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正予算は、平成14年度のノリ養殖等の漁業不振対策として、水揚げ高が著しく減少し経営が苦しくなった漁家に対して、低利の経営資金を融通するため、これに必要な債務負担行為の設定をいたすものでございます。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、詳細につきましては、御審議の際、担当部長、または課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

日程第2 報告第4号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第2. 報告第4号 平成14年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

議案書の1ページをごらんください。

報告第4号 平成14年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。

2ページをごらんください。

この繰越明許費10件の設定につきましては、去る3月の定例会及び5月の臨時議会において、平成14年度の一般会計補正予算の一部として議決、あるいは専決の承認をいただいておりますとおりで、国の経済対策に伴う補正時期の関係などから、平成15年度に繰り越して使用するため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調整し、報告をいたすものでございます。

簡単でございますが、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

簡単ですが、1点だけお尋ねをしたいと思います。

ただいま説明をいただきました最初のところの総務費の総務管理費の中でケーブルテレビの施設整備事業というのがありますが、このことで今回事業が先送りになるわけですけど、現在の加入状況というのですか、事業の進行状況というのですかね、大体予定からして、目標からして、大体の目標はあったわけですから、目標からしてどういうふうになっているのか、まずお知らせいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

お答えをいたします。

現在のケーブルテレビの加入状況は約800世帯ぐらいが加入をされております。経営上は大体1,500ぐらい加入すれば何とかできるんじゃないかということをおっしゃっておりますけれども、現在、第1期の圃場整備で整備いたしましたのが約7,000世帯をカバーできるような基盤整備ができておまして、今回の繰り越し分で約8,000ぐらいになります。そういう形で、今後は基盤整備が整うと同時に、やはり加入者の促進を努力していかなければならないというふうに思っております。

それから、繰り越した理由ですけれども、これも政府のいわゆる経済対策の一環として、大体15年度に予定しておりました分を14年度で一応補正をいたしまして、それがもう3月ということで、当然14年度には工事できないということで、15年度に繰り越して事業を行うものでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいまの御説明では、大体目標の約半数強ぐらいの加入率だということで、ということになりますと経営の問題にかかってくると思いますが、と申しますのは、私も非常に興味を持ちまして引いているわけですがね。ただ、やっぱり多くの市民の人たちがケーブルテレビに非常に期待を持って加入をしているわけですが、正直申しまして、今、本当に期待しただけのものがあるかという、やっぱり私自身が一番は議会の自分の反省を見るくらいですが、もっと大きな期待があったわけですよ。ただ、そういうことになりますと、私は会社の内情はわかりませんが、例えば企画のあり方とか、いろんな問題で充実をしてもらいたいと思いますが、こういうふうなぐらいの加入状態であるならば、その分の充実をさせていくための運営ができるのかなという問題があるんじゃないかなという気がするわけですよ。例えば、人員の配置の問題だとか、いろんなもっと違った企画のあり方だとか、既に進んでいるところのテレビを見ますと、もっとやっぱり加入者が期待できるだけのものがありますし、また、そのことが大きく進んでいかないと、私は加入者だって伸びていかないんじゃないかと思うんですよ。そういう面で、具体的にここの会社の経営というのがどういう状況なのか、これは会社ですから、いろいろはということでしょうが、市としても財源、いろんな援助もしているわけですから、当然その辺は私たちが知っておくべきだと思いますし、さらにやっぱり充実して市民の要求にこたえるようなケーブルテレビに進めていくためには、ぜひそういう問題についても明らかにしていただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

現在の経営状況ということですがけれども、間もなく前年度になりますかね、決算の監査が行われると思いますので、その段階で明らかになってくるのがあると思いますので、現在のところは黒字なのか赤字なのかということはまだちょっとはっきりわかっておりません。そういうことで、まず、鹿島市は難視聴地域じゃないんですね。そういうことでなかなか加入状況が急速に伸びないという悩みがございます。しかしながら、やはりこれをカバーするのはそういったケーブル網を使つてのインターネット事業、これができますよということで、今、全面的にそれを前面に押し出して加入の募集をしているところでございます。

それからもう一つは、15年度の第2期の圃場整備事業が完成いたしました後には、やはりそういった施設を利用いたしまして行政のサービス、いわゆる災害情報システムとか、そういった段階で利用を促進していくように計画をしていかなくちゃならないというふうに考えているところでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

やはりこういう形でローカルの放映がされるということですから、より充実した番組の編成というのを私たちは望むわけですよ。インターネットが云々ということでもふえるだろうということですが、やっぱりそれもですけど、それよりも常時のいろんな放映されることそのことがやっぱりより加入者を多くすることだと思いますし、加入者を多くすることで内容もより充実されるようなことが取り組みができると思うんですよ。そういう面では、何が問題なのかなと私は思いますが、どうですか、市長、最後にいいですが、1,500ぐらいの目標だったのが今800しかない。今の経済情勢の中でなかなか30千円、40千円設備費を出すということも大変ですし、またNHKの受信料と別に毎月払わなくちゃいけないということも大変ですね。その辺はわかりますが、しかし、いかにそういう状況であっても、より価値観を得ることになれば少々の出費をするというのはだれもそうなんですよ。だから、そういうやっぱり番組づくりといいますかね、企画のあり方ということについて私はやっぱり考えていくべきだと思いますが、そういう会社がやっているの、市としてそういう介入はできないかもわかりませんが、しかし、反面、公のものとしてこういうことでやっているわけですから、それなりのアドバイスなりというのは私は当然やるべきだと思いますが、その点についてされているのかどうか、私も勉強不足でわかりませんが、この件について全般的に市長どうお考えなのかですね。申しわけありません、質問がおかしいですが。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、加入者がなかなかふえないということは当初から我々この場でも議論をしてきたところです。そういう中で、しかし、もう今からの時代はCATVは必要なんだと、こういう認識のもとにスタートをいたしました。それで、今私が御質問を承りながら直感的に思いましたのは、いわゆる例えば品物でいいですとメーカー品じゃないわけですね。やっぱり手づくりのその地域の独自のもの、そういうものの特質というふうなことがあると思うんです。そういうものをやっぱりメーカー品とそのまま価格の問題とか、それから品質のよしあしということじゃなくて、品質の方向性、そういうものを競ってもやっぱり私はだめだと思いますので、手づくりのよさ、それから地域性の特徴をしっかりと打ち出していくと、これ以外にないんじゃないかというふうに思っておりますので、そういうものは私どもももし機会があれば会社側にも伝えていきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

最後に、一言意見だけ言わせてもらいたと思います。やっぱりより多くの加入者を得るためには、よりよい企画が必要だと思います。今、市長が言われたように、私たちはブランド品を望むわけじゃないですね。確かに私もケーブルテレビを見ることによって、ああ鹿島でこういうことがあっているのかと、こんなこともあっているのかと、本当に今まで知らなかった分をたくさん見ることがあるんですよ。しかし、せっかくそういうものがありながら、例えば、極端に言えば同じようなことが何度も流されるとか、いろんなこれは一般市民の方からの御意見も出ています。だから、その辺について、とにかく流せばいいということじゃなくて、その辺の企画のあり方、それから技術的な問題もこれからだんだんよくなってくるとは思います。撮影のあり方とか、そういういろんなものを今後ぜひ市としてもアドバースをしていただきたいということを申し添えて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑はないようですから、以上で報告第4号は終わります。

日程第3 報告第5号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第3. 報告第5号 平成14年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

それでは、報告第5号 平成14年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

議案書、3ページでございます。

公共下水道の建設費につきましては、去る3月の定例会におきまして、補正予算の一部として議決をいただいているところでございます。

国の経済対策等に伴う補正時期の関係などから、平成15年度に繰り越して使用するため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調整し、報告をいたすものでございます。

財源の内訳といたしましては、既収入特定財源8,000千円は、収入済みの受益者負担金を充当いたしまして、未収入特定財源として国庫支出金49,600千円、地方債47,100千円を計上いたしております。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

○議長（小池幸照君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑はないようですから、以上で報告第5号は終わります。

日程第4 報告第6号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第4．報告第6号 平成14年度鹿島市水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。井手水道課長。

○水道課長（井手謙二君）

報告第6号 平成14年度鹿島市水道事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。議案書の6ページをお願いいたします。

県営鹿島川総合開発事業中木庭ダム建設事業費16億円のうち820,000千円が繰り越されたことに伴い、その8.7%であります水源開発費71,340千円を平成15年度へ繰り越して使用するため、繰越計算書を調製いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告いたすものであります。

財源の内訳は、企業債が6分の1の11,900千円、国庫補助金が6分の3の35,670千円、その他の一般会計からの出資金が6分の2で23,780千円を計上いたしております。

以上で説明を終わりますが、よろしくをお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑はないようですから、以上で報告第6号は終わります。

日程第5 報告第7号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第5．報告第7号 平成14年度鹿島市土地開発公社事業計画変更についてであります。

当局の説明を求めます。藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

報告第7号 平成14年度鹿島市土地開発公社事業計画変更について御報告申し上げます。

別冊の平成14年度鹿島市土地開発公社事業計画変更で御説明いたします。

報告書の1ページをごらんください。

今回の変更は、平成14年度の公有地取得事業及び用地売却事業で、年度内の最終見込みによる補正をいたしたものでございます。

公有地取得事業は、当初から計画がなかったため、補正はいたしておりません。

2の用地売却事業につきましては、公有地売却につきましては、公社保有地は国道207号鹿島バイパス建設代替地のみを保有いたしてしておりますが、この土地の売却を14年度中に見込んでおまして、面積で1,066平方メートル、事業費で29,971千円を予定いたしてしております。

2ページをごらんください。

平成14年度鹿島市土地開発公社収入支出補正予算（第2号）でございますが、第2条第1項 収入支出予算の総額を収入支出それぞれ41,222千円と定めております。

第3条 長期借入金の限度額は補正をいたしておりません。

3ページをごらんください。

第1表 収入支出補正予算のうち、収入でございますが、1款. 事業収入、1項. 土地売却収入では4,966千円を減額して、補正後の額を29,972千円といたしてしております。これは国道207号鹿島バイパス代替地につきましては、平成14年度中の売却を見込んでおり、その確定見込み額でございます。

3款1項. 繰越金は10,236千円を増額いたしてしておりますが、これは平成13年度からの現金繰越金でございます。

以上の結果、収入合計では5,270千円を増額いたしまして、補正後の額を41,222千円といたしてしております。

4ページをごらんください。

次に、支出でございますが、2款. 管理費、2項. 一般管理費は、決算見込みにより嘱託職員の人件費を300千円減額いたしてしております。

5款1項. 予備費は、収入支出調整し、5,570千円を増額いたしてしております。

以上の結果、支出合計では5,270千円を増額し、補正後の額を41,222千円といたすものでございます。

5ページ以下の参考資料2につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、この平成14年度事業計画変更につきましては、去る3月20日に開催されました土地開発公社理事会において議決をいただいたものでございます。

以上で平成14年度鹿島市土地開発公社事業計画変更についての報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小池幸照君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

済みません。今度は簡単ですので自席からお尋ねします。

ただいま御説明をいただきました用地売却事業ですが、どこなのかということだけお知らせください。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

207号バイパス代替地につきましては高津原です。鹿島総合技能専門学院、あちらの方のちょっと上の方に当たりますけれども、平成6年度に取得をいたしておりまして、その分が今度14年度に全面積が売却できたということでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

調べればわかることですが、こういう資料を出される時は、具体的な資料もぜひつけていただきたいということをお願いしたいと思いますね。

それともう1点、ごめんなさい、簡単と言いましたが、市の土地を売却するわけですが、鹿島市にこういうふうにして売却利用できるような土地がどれくらい今あるんでしょうか、お知らせください。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

御質問にお答えいたします。

ただいま申しましたように、土地開発公社につきましては保有地はこれでゼロになります。あと御質問の趣旨の市有地でございますけれども、今現在、普通財産として売却できそうなところにつきましては、一部、今度東町の県営住宅ですね、あちらの方が解体になりまして、あちらの方が普通財産として戻ってきておりますけれども、それ以外につきましては今のところございません。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

以上で報告第7号は終わります。

日程第6 報告第8号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第6．報告第8号 平成15年度鹿島市土地開発公社事業計画についてであります。

当局の説明を求めます。藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

報告第8号 平成15年度鹿島市土地開発公社事業計画について御報告申し上げます。

別冊の平成15年度鹿島市土地開発公社事業計画で御説明いたします。

報告書の1ページをごらんください。

土地開発公社の事業につきましては、市の事業との整合を図り、かつ、市からの委託見込みに基づき事業計画を立てております。

平成15年度鹿島市土地開発公社の事業計画につきまして、1．公有地取得事業は、鹿島市からの用地取得の委託計画がなく、事業費目のみの4千円で当初計上をいたしております。用地費とその関連補償費、工事費とその関連補償費、それぞれ1千円で、合計4千円でございます。

次に、2．用地売却事業は、公有地売却、受託用地売却ともに費目のみといたしております。

2ページをごらんください。

平成15年度鹿島市土地開発公社収入支出予算でございますが、第2条第1項 収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ4,125千円と定めております。

第3条第1項 長期借入金の限度額は2千円と定めております。

3ページをごらんください。

第1表 収入支出予算のうち、収入でございますが、1款．事業収入と2款．借入金は、いずれも費目のみの計上でございます。

3款．繰越金は、14年度から15年度への現金繰越金を概算計上いたしております。

4款．事業外収入、1項．利息収入は、普通預金と定期預金の利息で10千円、2項．雑収入は、市からの登記委託料1,000千円を計上いたしております。

以上の結果、収入合計は4,125千円といたしております。

4ページをごらんください。

支出でございますが、1款．事業費は6千円で、用地取得の委託計画がないことから、1項．土地取得費から4項．事業支払利息まで、それぞれ費目のみといたしております。

2款．管理費、1項．事業管理費11千円は、各節それぞれ1千円ずつの費目存置分を集計したものでございます。2項．一般管理費は3,603千円で、人件費、需用費、役務費などを計上いたしております。

3款1項．借入償還金と2項．借入債償還金は、費目のみでございます。

4款．事業外支出、1項．支払利息と、次のページになりますが、2項．雑費も費目のみ

でございます。

そのまま5ページをごらんください。

5款. 予備費は、収入支出調整し、500千円といたしております。

以上の結果、支出合計は4,125千円といたしております。

6ページ以下の参考資料2につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、この平成15年度事業計画につきましては、去る3月20日に開催されました土地開発公社理事会において議決をいただいたものでございます。

以上で平成15年度鹿島市土地開発公社事業計画についての報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑はないようですから、以上で報告第8号は終わります。

お諮りいたします。議案第33号から議案第41号までの9議案は、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって議案第33号から議案第41号までの9議案は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第7 議案第33号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第7. 議案第33号 専決処分事項の承認について（平成15年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第1号））の審議に入ります。

当局の説明を求めます。平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

それでは、議案第33号 平成15年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書は9ページと10ページになっておりますが、別紙資料により御説明申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49,410千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,675,066千円といたすものでございます。

今回の補正は、平成14年度に支払基金交付金として超過交付となりました審査支払手数料交付金の償還金といたしまして1,143千円を増加するものと、それから平成14年度の決算不

足によります補てんといたしまして、繰り上げ充用いたしました48,267千円を追加いたすものでございます。なお、財源につきましては、平成15年度の支払基金交付金及び国、県の支出金で充当いたすものでございます。

それでは、事項別明細書で御説明申し上げます。

6ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございますが、1款1項1目の医療費交付金といたしまして、今回補正を8,078千円補正いたしまして、合計で2,539,207千円といたすものでございます。

次、7ページをお願いいたします。

2款1項1目の医療費負担金といたしまして、今回37,922千円補正いたしまして756,292千円といたすものでございます。

8ページをお願いいたします。

3款1項1目で今回3,410千円補正いたしまして、183,003千円といたすものでございます。

次、9ページ、歳出でございますが、3款1項1目で償還金でございますが、今回1,143千円補正をお願いいたしております。

次、10ページをお願いいたします。

5款1項1目の前年度繰上充用金でございますが、今回補正が48,267千円をお願いいたしております。

以上で説明を終わりますが、よろしくをお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第33号 専決処分事項の承認について（平成15年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第1号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって議案第33号は提案のとおり承認されました。

日程第 8 議案第34号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第 8. 議案第34号 鹿島市税条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。西本税務課長。

○税務課長（西本勝次君）

議案第34号 鹿島市税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

今回の地方税法の改正に伴いまして、今回主な改正点につきましては配当課税の見直し、株式譲渡益課税の見直し、軽自動車税の申告報告書の見直し、市たばこ税の引き上げの見直しということで、4点の改正がございます。

それでは、議案書は11ページから20ページでございますけれども、別冊の説明資料で御説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。

第33条 所得割の課税標準の見直しということですが、これにつきましては、平成16年1月1日以降に支払いを受ける上場株式等の配当等及び同日以降における源泉徴収口座内の株式等の譲渡による所得については県税の特別徴収となるために、市民税の総所得金額からは除外して算定をする改正でございます。ただし、配当等株式譲渡所得についての申告がなされた場合については、市民税としての課税をいたす改正でございます。

次、第34条の7、これは第33条の4、または同条第6項の規定により、納税義務者が申告した場合には配当割額は総合課税をされ、その課された配当割額、または株式等譲渡所得額の68%を控除し、控除し切れなかった分については還付、または未納金に充当する規定でございます。これは、特別徴収されている額が申告により控除が大きくなったときには還付をするという改正でございます。

次、2 ページ、36条の2項でございます。

これは、地方税法施行令の改正に伴う項ずれの改正でございます。

次、54条、この54条につきましては、緑資源公団が独立行政法人へ移行したことに伴う条文の整備でございます。

次、3 ページをお願いいたします。

第87条ですが、これは軽自動車税に関する申告又は報告書の様式の改正でございます。

次、4 ページをお願いいたします。

89条でございますけれども、これは87条第3項の改正に伴う記載項目を別記する改正でございます。

続きまして90条、これは87条第3項の改正に伴う項ずれの修正でございます。

次、5ページをお願いいたします。

95条、これはたばこ税の税率の改正でございます。これは1,000本につき「2,434円」から「2,743円」に改正するものでございます。

続きまして、附則でございますけれども、この附則につきましては、先ほど申し上げました四つの改正がございます。その改正の時期でございますけれども、配当課税の見直しにつきましては平成16年1月1日、株式譲渡益の課税の見直しにつきましては平成16年1月1日、軽自動車税の申告書、報告書の統一の改正につきましては平成16年4月1日、市たばこ税の引き上げ及び手持品課税につきましては平成15年7月1日から施行をするものでございます。

以上で説明を終わりますけれども、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第34号 鹿島市税条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって議案第34号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議案第35号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第9. 議案第35号 鹿島市手数料条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。正宝市民課長。

○市民課長（正宝典子君）

それでは、議案第35号 鹿島市手数料条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

この条例は、住民基本台帳法の一部改正により、住民基本台帳ネットワークシステムの第2次サービスが8月25日から施行されることに伴いまして、条文の整備を図るものでございます。

議案書は21ページから22ページでございますが、別冊の説明資料で御説明をいたします。11ページをお願いいたします。

この表の左側が新条例で、右側が旧条例になっております。改正部分がアンダーラインを引いた部分でございます。

今回の改正は、住基ネットの第2次サービスに伴うものでございます。一つ目のサービスといたしまして、住民票の写しの広域交付が8月25日からスタートいたしますが、このサービスにより全国どこの市町村でも自分の住民票の写しがとれるようになりますので、この広域交付手数料といたしまして、現在の住民票の「写し」に新たに「（広域交付を含む。）」を加えるものでございます。手数料は、現在の住民票の写しと同じ 300円でございます。

また、二つ目のサービスといたしまして、希望する方に住民基本台帳カードが交付されるようになります。このカードを持つことによりまして、住民票の写しの広域交付の本人確認に活用とか、また転入転出手続の本人確認に活用、また写真つきを希望された場合は、公的な証明書として利用できるなどサービスが受けられるようになりますので、今回、「住民基本台帳カードの交付1件につき 500円」を新たに加えて条文の整備を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいまの件でお尋ねをしたいと思いますのですが、この件については一般質問で大体基本的にやったんですが、そのとき肝心な分のお答えがあってないんですよ。と申しますのは、カードですから、紛失する場合も考えられるわけですが、そのようなときの取り扱いとか、もし紛失して事故が起きるなどということも考えられるわけですね。ただいまの説明の中では、身分証明書ですか、そういう形でも利用できるんだというようなことですが、最近の一番大きな問題はサラ金なんかのですね、やみ金なんていうのは要りませんが、例えば、ほかの金融なんかでは証明書を保険証だとかそういうので利用できるというのがあるわけですが、例えばこういうのが紛失してそういうのが悪用されるということだって考えられるわけですが、そういうようなのにも利用できるのかどうか、言ってみたら身分証明書ですから、何より一番これが通用するというのも考えられるわけですが、今の社会情勢の中でそういう問題がありますが、紛失した場合などの取り扱いとか、その責任問題とかどうなるんでしょうかね。お尋ねします。

○議長（小池幸照君）

正宝市民課長。

○市民課長（正宝典子君）

御質問にお答えいたします。

ただいま住民基本台帳カードが身分証明書がわりになるということを申し上げました。それで、紛失した場合、やみ金融とかから借りられるんじゃないかという御心配ですけど、確かに国民健康保険証とかそういうものと同じ取り扱いになると思いますので、業者さんがそれで身分証明書のかわりになりますので、貸されるということであれば、そのような防ぐことはできないと思います。紛失をされないように御注意をしていただくしかないと思います。

カードのセキュリティーにつきましては、高度なＩＣカードというのを採用されていますので、そのカードをそういうお金を借りるとか以外の場合、紛失をされたというときは、そのカードに数字４けたの暗唱番号というのを本人さんがカードをつくられるときに窓口で入力してもらいますので、住基ネットのカードとしてお使いになる分については暗唱番号を設定をしないと利用ができないようなシステムになっておりますので、その点は大丈夫かと思えます。また、カードを盗難とか紛失とかの届け出があった場合は、住基ネットにつきましてはシステムを一時停止するとか、そういうセキュリティーの面はございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

住基ネット自体そうですが、カードの利用についても、先ほどおっしゃいましたように、よその地域での戸籍などの手続きが簡単にできるというようなそういう利点はあると思えます。ただ、ほんの一部の人ですね、そういう人はですね。そういうことで、私はこういう制度ができて、むやみにカードの発行を特別持っておけばよかですよというような形で、恐らくこういう新しい制度になるとやっぱり使わんでも手に入れたいという人もありますが、より特別な体制でつくってくださいとか、例えばそういうことの強制は私はしてほしくないと思うんですよ。もちろんなさらないと思えますがね。だから、その点をぜひ注意していただきたいなと思えますね。

それと、先ほど私が非常に心配な面で、悪用されるというようなことも考えられますね。今のような形では業者がそれを認めればいいでしょうということをおっしゃってますがね。そういう面で、やみ金なんてそういうことはできませんが、一般的に認められているというですか——認められているとおかしいですが、一般的に知られている俗に言うサラ金ですね、それから銀行とかもあると思えますが、そういうところではどうでしょうか。暗唱番号などの問い合わせをしていただくと大変なみたいですがね、そしてそれを認めていただくという、そこまでの私は体制でもとる必要があるんじゃないかと思うんですよ。最近の金融業者というのは、悪徳も、非常にとにかくびっくりするようなことが行われるようになりました。ましてや、こういうのがあるということで、写真でもついてなかったら信用できるというようなことになると、これはまた大変になると思うんですよ。そういう面で、より、

それはそれぞれの使う人、また持っている人が自分で管理をして注意を払わんといかんのじゃないかということもあると思いますが、しかし、その前にそういうことが起きないように体制をとるとということも私は大事じゃないかと思うんですよ。これは大いに活用されると思うんですよね。そういう面でそういうことができないのかどうか、登録というか、ちゃんとした——ちゃんとした金融業者でないですね、銀行とか、俗に言われるサラ金ですね、そういうところなんか鹿島も何社かありますよね。もちろんこれは全国的な体制にならないと、その対応は難しいと思いますが、せめて足元だけでもそういうことができないのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

正宝市民課長。

○市民課長（正宝典子君）

お答えいたします。

昨年、第1次稼働いたしましたときに住民の皆さんに11けたの番号を全部付したと思えますけど、住基ネットは民間は利用禁止ということになっておりますので、住基ネットからのデータとか、また暗唱番号とかは絶対利用できないようになっております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

それでは、そういう形で金融業者などに提示をされて、例えば悪用であつてもそれをとめる方法はないということになるわけですよ。そう考えざるを得ませんよね。例えば、暗唱番号を言って照合してやるべきじゃないかと、そこまですべきじゃないかと私は申しましたが、そういうことはできないということになりますと、とめようがないと考えるしかないわけですかね。

○議長（小池幸照君）

正宝市民課長。

○市民課長（正宝典子君）

お答えいたします。

ただいまの御質問は、金融業者とか利用できるということの、私の答えた件はそういう住基ネットの情報とかは民間は利用できないということで、聞くこともできないし、そういう書類で暗唱番号を書かせるということもできないようになっております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

そういうことができないということだから、とめようがないと理解するしかないんですね。

ということを行っているんですよ。非常にそりやわずかかもわかりませんよ。しかし、今の状況の中では、わずかだとはちょっと考えられないような状況もあるものですから、心配しました。

それから、ほかにもいろいろこれは身分証明書としての利用ができるということですから、より便利な部分も出てくると思いますが、そういういろんなあつてはならないような利用の仕方というのが非常に心配になりますので、私の取り越し苦労ならそれでいいわけですけど、お尋ねをしたところです。あとはいいです。

くれぐれも申しますが、より皆さん持ちましようやなんて、そういうキャンペーンまで張ったような交付の仕方というのはやらないで、なるだけどこかに行かれる人たちとか、そういう全国走り回って仕事をする人もいらっしゃるし、そういう特別な人になるだけその人たちに限ると。それを望まれる方はいいと思いますが、持たんばいかんとばいというようなそういう風潮をつくらないような対応を私はしていただきたいと思っております。

何かありましたら。

○議長（小池幸照君）

正宝市民課長。

○市民課長（正宝典子君）

お答えいたします。

積極的なPRは考えておりません。鹿島市広報紙だけにPRをしたいと考えております。

○議長（小池幸照君）

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま提案されました件につきましては、私は反対をしたいと思います。

基本的に住基ネットの導入そのものについてもまだいろんな面で不十分でありますし、私たちが安心できる状況じゃないという中、そしてさらに、今回カードの導入ということがありますが、ただいまやりとりをした中でも、このことがきっかけで非常にいろんな問題も出てくるというような要素もありますが、それに対する歯どめ策というのは全くないというようなそういう状況だと私は思いました。そういうことで、私は今回の案には反対をしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第35号 鹿島市手数料条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって議案第35号は提案のとおり可決されました。

日程第10 議案第36号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第10、議案第36号 鹿島市母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

議案第36号 鹿島市母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書は23ページ、24ページでございます。

資料は12ページでございますが、今回の改正は、母子及び寡婦福祉法の改正に伴い、本条例を改正するものであります。

条例第2条第2号は、父子家庭の父の定義、第5号は、一人暮らしの寡婦の定義であります。この中の法第5条第1項、法第5条第3項とありますが、母子及び寡婦福祉法の改正により、同法第5条が第6条と1条繰り下がったために、このように改正するものであります。

なお、この条例は、公布の日より施行するものであります。

御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第36号 鹿島市母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって議案第36号は提案のとおり可決されました。

日程第11 議案第37号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第11. 議案第37号 鹿島市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。井手水道課長。

○水道課長（井手譲二君）

議案第37号 鹿島市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の一部改正に伴い、水道事業の設置等に関する条例の整備を行うものであります。

それでは、説明資料の13ページをお願いいたします。

新旧対照表でございますが、（議会の同意を要する賠償責任の免除）第5条で、水道事業職員の賠償責任の免除につきましては、地方公営企業法第34条において準用する地方自治法第243条の2第4項の規定により、議会の同意が必要とされております。

今回、新たに同法に訴訟関係の規定が4項挿入されたことにより、条例の一部改正をいたすものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第37号 鹿島市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって議案第37号は提案のとおり可決されました。

日程第12 議案第38号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第12. 議案第38号 鹿島市非常勤消防団員に係わる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

議案第38号 鹿島市非常勤消防団員に係わる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書は27から29ページでございますけれども、説明資料の14ページで御説明を申し上げたいと思います。

ここに新旧対照表を掲げておりまして、上の段が改正後の退職報償金の額をあらわしております。

この制度につきましては、消防団員が退職された場合には、市町村は、在職年数や階級に応じて退職報償金を支給しなければならないという消防組織法という法律がございます。この法律の規定に基づいて支給をしているものでございます。

今回の改正は一律2千円の引き上げをお願いするものです。

以上で説明を終わりますが、御審議よろしくお願いをいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第38号 鹿島市非常勤消防団員に係わる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって議案第38号は提案のとおり可決されました。

日程第13 議案第39号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第13. 議案第39号 平成15年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）についての

審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

議案第39号 平成15年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

別冊の平成15年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）で御説明いたします。

今回の補正につきましては、緊急を要するもの、補助事業等の事業決定に伴うものを中心に編成をいたしております。

補正予算書1ページをごらんください。

第1条第1項 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64,519千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,556,509千円といたしております。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及びその金額は、2ページから5ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

2ページから5ページまでの説明は省略いたします。

それでは、補正の内容につきまして、一般会計補正予算（第1号）説明書に基づき御説明を申し上げます。

6ページと7ページの説明は省略いたします。

8ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、9款. 分担金及び負担金、1項. 分担金、1目. 農林水産業費分担金は、下童排水路の改良を土地改良施設維持管理適正化事業で実施いたしておりますが、その事業費が決定したことにより減額いたしております。

9ページをごらんください。

同じく9款2項. 負担金、4目. 衛生費負担金は、7月から杵島・藤津地区内で県が8医療機関を指定し、夜間救急外来診療が実施されることになっております。それに伴いまして2市10町の事務局が鹿島市となったことから、他市町からの負担金を受け入れるため新たに目を追加いたしております。

10ページをごらんください。

10款. 使用料及び手数料、2項. 手数料、1目. 総務手数料では、住民基本台帳ネットワークの第2次稼働で住民向けサービスが8月から開始されますが、そのサービスの一つとして希望者に住民カードを発行することになっており、その発行手数料を増額いたしております。

11ページをごらんください。

12款. 県支出金でございますが、県支出金につきましては現在、県議会で議案審議がなされております。その分も今回計上いたしておりますけれども、実施につきましては県の議決

後実施することとなります。

まず、2項. 県補助金、3目. 衛生費県補助金でございますが、9ページで御説明申し上げましたとおり、新たに夜間救急外来診療が実施されることから、県からの補助金を追加いたしております。

同じく4目. 農林水産業費県補助金につきましては、棚田の景観保全を支援する棚田地域保全活動支援事業補助金及び森林組合の人員輸送車を購入する林業生産効率化事業補助金の新規追加でございます。

同じく5目. 商工費県補助金は、新規に5事業を緊急雇用創出基金事業で実施するため、これの県補助金を増額いたしております。

12ページをごらんください。

同じく12款3項. 委託金、4目. 教育費委託金につきましては、14年度に引き続き実施いたします事業で、地域での児童・生徒の活動、研修の機会を用意し、あわせて地域の対応能力も向上させることを目指す地域教育力活性化事業を追加するとともに、新たに不登校児童対策を1市3町で取り組む不登校対策ネットワーク事業委託金を追加いたしております。

5目. 民生費委託金は、人権啓発活動の一環として、これも14年度に引き続き講演会、啓発資料の作成配付、街頭キャンペーンを計画し、これに伴い委託金を追加いたしております。

13ページをごらんください。

17款. 諸収入、5項6目. 雑入は、土地改良施設維持管理適正化事業で実施しております七浦排水機場の今年度の事業費が決定したことにより、土地改良連合会からの交付金を減額いたしております。また、宝くじの益金を利用した魅力ある商店街づくり事業として、さくら通りの整備を計画いたしておりましたが、今回事業が採択されたことから、助成金を新規追加いたしております。

以上で歳入の説明を終わり、歳出を御説明申し上げます。

14ページをごらんください。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、7目. 企画費につきましては、鹿島市太良町合併協議会の委員の人数が確定したことなどから、報酬を増額いたしております。

15ページをごらんください。

同じく2款3項1目. 戸籍住民基本台帳費は、住民基本台帳ネットワークの第2次稼働経費として、ICカードを購入する経費などを増額いたしております。

16ページをごらんください。

3款. 民生費、1項. 社会福祉費、2目. 身体障害者福祉費では、当初予算で可決いただいた障害者在宅支援事業経費につきましては、国の補助事業費の変更から、歳出経費を組み替えております。

5目. 同和対策費は、人権啓発事業の一環として14年度に引き続き講演会、啓発資料の作

成配付、街頭キャンペーンの実施をいたすものでございます。

17ページをごらんください。

同じく3款4項、生活保護費、1目、生活保護総務費につきましては、社会福祉主事の資格を取得するための経費を増額いたしております。

18ページをごらんください。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費は、歳入で説明いたしましたが、7月から杵藤地区内の8医療機関で夜間救急外来診療が開始されることから、実施医療機関への補助金を新規追加いたしております。

3目、老人保健費は、老人医療に係わる高額医療費が急増したことに伴い、老人保健特別会計繰出金を増額いたしております。

19ページをごらんください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、8目、土地改良事業費では、13節、委託料で、緊急雇用創出基金事業で実施する農道の整備状況を把握し、今後の施策に生かすための農道環境整備事業経費を追加するほか、鮎越地区の棚田の景観を保全する経費及び土地改良施設の維持管理適正化事業について追加、あるいは増額をいたしております。

20ページをごらんください。

同じく6款2項、林業費、1目、林業振興費では、森林組合の人員輸送車を購入するための林業生産効率化事業補助金を追加いたしております。

21ページをごらんください。

7款1項、商工費、2目、商工業振興費は、宝くじ益金を活用した魅力ある商店街づくり事業で実施するさくら通りのストリートパークの整備経費を新規計上いたしております。

22ページをごらんください。

8款、土木費、5項、都市計画費、3目、都市下水路費は、緊急雇用創出基金事業で実施する下水道やポンプ場などの緊急整備事業を新たに追加し、4目、都市公園費でも緊急雇用創出基金事業で実施する旭ヶ岡公園の池のしゅんせつなどを行う公園緑地景観保全整備事業を追加いたしております。

23ページをごらんください。

同じく8款6項、住宅費、1目、住宅管理費では、城内公民館の敷地売却に関連いたしまして、城内住宅の側溝整備などの施設改修経費を増額いたしております。

24ページをごらんください。

10款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費は、現在、鹿島市単独で実施しております適応指導教室「さくら」を中心として、1市3町の不登校対策ネットワークを構築する経費を追加いたしております。

25ページをごらんください。

同じく10款、4項、社会教育費、1目、社会教育総務費は、14年度に引き続き地域教育力活性化事業として、地域での児童・生徒の活動研修機会を用意し、同時に、地域の対応能力も向上させることを目指し、これに伴う経費を追加いたしております。

また、鹿島市史編纂事業につきましては、現在7人の編さん委員に精力的な執筆活動をお願いしているところですが、どうしても史料収集などの事務に手間がかかるため、収集事務などを補助するための賃金を追加いたしております。

26ページをごらんください。

同じく10款、5項、保健体育費、2目、体育施設管理費では、これも緊急雇用創出基金事業で行う体育施設の周辺管理事業を追加いたしております。

27ページをごらんください。

14款、予備費につきましては、9,034千円を減額し、補正後の金額を66,797千円といたしております。

なお、28ページの給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で平成15年度一般会計補正予算（第1号）の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

5番の橋爪でございます。2点質問したいと思っておりますが、まず21ページ、商工業振興費ということで、さくら通りストリートパーク整備事業経費が23,010千円計上されておりますが、このさくら通りの改良事業ですかね、この事業の内容についてお伺いをしたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

北御門商工観光課長。

○商工観光課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。

今回補正をお願いいたします事業の内容につきましては、現在、17年度の完成を予定いたしまして、さくら通りの街路事業を土木事務所の方で進めていただいておりますけれども、それと関連いたしまして、ピオとの回遊性を持たせるということで、TMO構想の中にもうたっておりますけれども、その中の一部、ストリートパーク及び回遊道路の一部を今回、先ほど説明がありましたように宝くじの益金が採択になりましたので、それを実施するということです。

それで、ストリートパークの中身ですけれども、まだ具体的には今後地元と協議をしながら進めていくわけですけれども、基本的には、ミニステージとか植栽とか、それからベンチ

等を考えているところであります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

ただいまはストリートパークの整備事業について説明をしていただきましたが、全体で、さくら通りの改良事業ですか、11億円か12億円で工事があっているということを聞いておりますが、その内容についても御説明をお願いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

お答えいたします。

申しわけございませんが、ちょっと手元に資料を持ち合わせておりません。正確にどの段階までということが今のこの時点でちょっと手元でできませんけれど、今、御存じのとおり、何件か道路改修が終わりまして、新しく家屋ができていう形になっています。最終的に——申しわけございません。後で済みません、お願いいたします。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

後で結構でございますので、ひとつその点よろしくお願いしたいと思います。

それで、今ここに鹿島駅からずっとスカイロード、清川のところまで今工事がずっと進んでおりますけれども、今後そのほかの例えば旧山口医院の方にもそういう事業をする考えがあるのか。これが完成をしますと、どういうふうな活性化を期待されておるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

このさくら通りは、スカイロードに引き続いてということで、通りの長さが、スカイロードが245メートルぐらいだったかな、それぐらいだったと思います。今回約100メートル、さくら通りがですね。10億円ちょっとということでありまして、大体1メートル換算が10,000千円ぐらいとこういうことになるなというふうに私はちょっと頭を整理しておりました。それで、県道ですので、県事業でこれをしていただいております。市の負担金が10%、あるいは15%、これくらいのもので、この意味合いは、やはり市の中心商店街というものを活力あるものにしようと。そのためには、行政のまずやらなければいけない仕事として通

りを活性化街路事業という手法できれいにしていくと、再編をしていくと、こういうことのねらいがあります。

今回のさくら通りについては、あそこは交差点名は何というですかね、あそこは。前山交差点と我々は言いよっですかね。何て言いよっですかね。交差点名は。（「公園入り口」と呼ぶ者あり）公園入り口交差点ですか。そこのこの際、県道は御存じのようにその交差点から右折をしまして吉田の方に行きますので、交差点の改良をするためには市道、つまり逆川の方に、こっちは市道ですので、この市の計画と県の計画が連動をしていく必要性があります。したがって、この際、あそこの交差点は非常に渋滞をしますので、市もこれを機に予算を投入してやろうということで交差点改良までやっていると、こういうことでございます。

したがって、今回はそういうふうな交差点ということの改良ということが主眼ですので、先ほど申されましたように逆川の方については今後、現在のところはこれを延長するというような計画はしておりません。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

それでは、一応2点目を、12ページに不登校対策ネットワーク事業が1市3町でやるということでございますが、現在、鹿島市内に七つの小学校と二つの中学校がありますが、不登校の生徒さんはどれくらいおられるのかお伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

不登校の実態ということでございます。14年度を申し上げます。不登校の定義と申しますのは、月に5日以上、年間30日以上欠席の場合を不登校と定義づけております。それで、小学校でございますが、平成14年度、不登校9名、中学校におきましては不登校27名という実績がございます。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

ただいま9名と27名ということで答弁いただきましたが、この不登校をなくすような対策というんですか、あるいは指導、こういうものはどういう方法をやっておられるのかお伺いをいたします。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

不登校をなくすような対策をどのようにとっておられるかということでございます。

教育委員会といたしましては、学校とも協議をいたしながら、家庭の協力が不可欠であると考えております。まず、家庭と保護者に対しましてコンタクトをとるように心がけております。保護者に対しましては、欠席の場合は学校に必ず連絡をしていただくように、そういうふうな協力をお願いしているところでございます。欠席が続くような場合には、保護者の方に対しましては、遅刻をしても登校させるような保護者としての努力をお願いし、また学校につきましても、教室以外の場所でも受け入れるような体制を整えております。また、担任や級外の先生、また養護教諭の協力を得ながら、家庭訪問を実施しながら継続的に指導をしていくというような指導体制をとっております。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

先ほどのさくら通りのことについてですけど、当然この目的は、多分このTMO構想の中でその一環とした中でこのポケットパークをつくられると思いますけど、それ間違いないですかね。

○議長（小池幸照君）

北御門商工観光課長。

○商工観光課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。

先ほど申しましたように、この事業につきましてもTMO構想等でも議論をされて提案をさせていただいておりますので、その計画にもなっております。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

それで、TMO構想にのっとってさくら通りをされているという状況なんですけど、実は、市の方の事業で、これも多分5億円ちょっとじゃなかったですかね。街路事業、幾らですかね、金額は。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

お答えいたします。

約 248,000千円になります。（221ページで訂正）

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

248,000千円、せっかくさくら通りをされるので、そっちの方も一緒にということだったと思いますが、実はこの目的が、さくら通りをされるときに市がコンセプトのテーマで実はこういうテーマがあるんですけど、「市街地の地理的構成から見たさくら通りをスカイロード（モダン）城内伝統の中間領域と位置づけ、その両方が融合した新和風の景観の創造及びさくら通りがさくら通りであるための象徴性とランドマークとしての存在性を表現した並木通り、街角風景の創造を図る」、こういう目的でされていると思います。そういう中で、ちょっとコンセプトに似合わない建物が2軒ほどあるなど私は感じておりますけど、その点、市の担当者として住宅の関係者の方にどういう説明をされたのか。そういう目的によって、さくら通りと一緒に目的に合っておたくたちもそういう事業をしてくださいと、そういう趣旨で言われたのかどうか。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

お答えいたします。

その前に申しわけございません。先ほどの事業費ですが、218,000千円の間違いです。248,000千円と申し上げましたが、218,000千円です。

先ほどの逆川線の改築、道路改良に伴います移転に伴ってうちの方からどういう建物を建ててくださいという形でのお話は全くいたしておりません。それはあくまでさくら通り側はさくら通りの方たちが自分たちの考えに基づいて協定を結ばれて和風の景観といいますか、そういう形でしていくと、自主的にやられたところがございますので、うちの方から住宅を建てるに当たりましていろいろと申し上げたことはございません。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

市民の目から見たら、恐らくさくら通りと市の街路事業も一緒の関連をして多分見ておられるだろうと思います。そういう中で、さくら通りの方はやっぱり新和風と申しますか、そういう感じでせっかくつくられていると。しかしながら、市の方は、でき上がったところはちょっと違うなあと。これ以上はいろいろプライバシーに関することがありますので、言いくいんですけど、やっぱり市の担当者として一緒の事業をする、せっかく一緒にするんだったら、やっぱりこういう目的に沿ってくださいと、やってくださいと言うべきでなかったかなあという悔いが残っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

江頭建設環境部長。

○建設環境部長（江頭毅一郎君）

御質問にお答えを申し上げたいと思いますが、ただいま指定区域というのがございまして、そのように今それで進んでいるところです。それで建築基準法の中に建築協定区域に隣接をした土地であって、それから建設協定区域の一部とすることがよいということであれば、例えばさくら通りの方が隣の逆川の通りの方へ自分たちもそのようにつくってくださいというような希望がございましたら言えるわけなんでございます。そういうことで、この協定に関しましてはいろいろ何回も協議をしてきたところでございます。そして、共通理解ということも求めてきたところでございまして、特に我々といたしましても協力依頼ということも行ってきたところでございますが、まちづくりということになりますと、やはりそこに住む方、あるいは住民の方の総意、合意、こういうのが基本ではなかろうかと、そういうふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほど御指摘の家屋については、協定に加わっておられないわけです、さくら通りではございませんので。ですから、市として、個人の自由選択に対して我々がどうのこうの言えない、これが基本的にあります。

それからもう一つは、今から私たちは浜の街並み保存ということでやっていくわけですが、私たちがもしそういうことを市として指導なりなんなりということをやったとしたら、非常に浜の事業に対しても影響が大きいと思うんですね。やはり基本的には浜の街並みの、道のわきに今生活をしておられる方、あくまでもこれは我々住民の中でこういう保存をしていこうと自主的な動きの中でそこに行政がお手伝いをすると、こういうスタンスでないと、この事業というのは必ず地元の同意は得られないというふうに私は思っております。このことに実は一番私自身も、それから地元の今やっといこうという人たちも気を使っておられるところです。そののところがちゃんとしておかないと、こういう事業というのは絶対スタートの緒にもつきませんし、完成もしていかないというふうに思います。ですから、御指摘の件は、ちょっと観点として少し外れているのではないかというふうに私は思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番です。2点ほどになると思いますが、まず、夜間救急外来診療体制整備事業というのが説明をされたわけですが、救急病院がなくなったことはやっぱり特に小さい子供を持つ家庭にとって非常に心配だと。特に小児医療体制というのは不十分な中であるわけですが、今回ここに上げられている事業は具体的にどういう形で取り組まれていくのか、まずお知らせください。

○議長（小池幸照君）

平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

お答えいたします。

この事業は県の事業でございます。今まで夜間、いろんな病気で急患で行く場合には常備消防に電話いたしまして、そこからの連絡で病院に搬送があっていたものと思います。この制度は、個人からも直接指定された病院に簡単に言えば連絡をとって診察を受けるというような事業でございます。

なお、これは県単の事業でございますが、県が2分の1、先ほど財政課長が事務局と申しましたですが、幹事市——事務局とはちょっとニュアンスが違うと思いますが——という立場で、私の方が南部医療圏というのがちょうど広域圏の2市10町の圏域でございますが、杵藤保健所の範囲でございますが、そこの中の幹事市というのは鹿島市でございます。それで、そこの中で医療機関を8医療機関、これは県が指定するわけでございますが、どこが指定されるのか、私の方では把握できません。それで、これは事業が7月からということでございまして、9カ月分の予算を計上いたしているところでございます。それで、実質的に鹿島市の負担は1,150千円弱になります。ただ、幹事市ということで、2市10町の分の歳入、それから県の補助金を入れるために、こういう予算の計上の仕方になっております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

何か今聞いたら非常に不安になる要素があると思いますがね。と申しますのは、ただいまの説明では、2市10町で8医療機関を指定されるということですね。そうなりますと、2市10町非常に地域的にも広いわけで、緊急な患者を、例えば極端な話ですよ、鹿島から行って2市10町の遠いところといったら山内の方ですか、有田、あっちの方ですかね。例えばですよ。そういう医療機関がそのときのこれが8医療機関全部の指定なのか、そのところはちょっとわかりませんが、時間的なことで日にちとかで決められて指定された医療機関となると、私の心配が出てくるわけですね。これは8医療機関全部がいつもそういう体制がとられているということなら問題ないと思いますが、その辺はどうなんですか。常時8医療機関

が指定されているのかどうか。

○議長（小池幸照君）

平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

南部医療圏の中に12医療機関があるようでございます。その中で8医療機関を指定されるということで、常時その8医療機関はどこでも連絡がつくようになっているようでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

それでは、8医療機関の中で鹿島市の中に指定された医療機関があるのでしょうか。

○議長（小池幸照君）

平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

先ほど申しあげましたように、まだ決定は私の方でわかりませんが、その12医療機関の中には確かに医療機関の名前が挙がっております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ちょっとわかりませんね。8医療機関指定とあって、12医療機関には名前が挙がっておりますと、8医療機関しか緊急体制としてのあれが使えないわけでしょう。だから、私はその8医療機関に入っているかと。12医療機関ありますということで、ちょっと的確に教えてくださいよ。私は、利用できる8医療機関の中に入ってますかと質問しています。わからないなら、わからないでいいです。まだ指定されてないんですか。じゃ、指定されてないということで受けとめますが、このことで私もう一つ心配するのは、指定されたがゆえに指定されないときにはほかの病院でも受け入れがきいていたのに、例えば、緊急の場合はきいていたのに、指定病院がありますからということで、近いところで受け入れができなくなるということも心配されるわけですよ。その点は心配はないのでしょうか。

○議長（小池幸照君）

平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

この制度がまずもって、まず第1次的に連絡をとるのはかかりつけのお医者さんに御連絡

くださいと。それから、そこで対応できない場合は夜間救急指定の病院を御紹介いたしますというようなシステムになっているようでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

緊急ですからね、緊急を要するときなわけですよ。それで、特に子供たちの病気なんていうのは非常に時間を争うということが多いわけですね。つい最近もある事故が起きまして、救急車を呼ばれたら25分ぐらいかかるというようなことで、今は消防が広域化したことで救急車自体も時間がかかるわけなんです。それにプラスして、そういう形での医療機関の指定が起きることで、さらにそういう時間が長引くというような、本当に緊急であらなくてはいけないのが、制度があるゆえに緊急が緊急でなくなるというような心配も私はするわけですが、これが私の心配のし過ぎならいいわけですがね。

ということで、もう1点お尋ねしたいのは、これは夜間救急外来ですね。もう一つは、救急病院があったときには祝祭日の救急が受け入れられていたと思います。特に年末、年始の受け入れというのは非常に多かったと聞いておりますが、これがなくなって祝祭日の対応はこれではないと、夜間ですからね、私は見ますが、祝祭日の場合の救急体制というのはどういふふうになっていくんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

お答えいたします。

従来、救急医療指定がございました。それが今度、夜間救急医療と名称が変わりまして制度そのものが変わったということでございまして、今までの救急医療指定が夜間救急医療指定ということになります。これは夜間救急医療指定といいましても24時間体制ということで対応なされるようになっていっているようでございます。（発言する者あり）

休日急患センターのことで。（発言する者あり）休日急患センターにつきましては、現在のところ今までどおり開設いたしております。（発言する者あり）

○議長（小池幸照君）

松尾議員にお願いをいたします。会議規則第54条の規定により、質疑の回数は1議題3回までとなっております。3回を過ぎておりますので、注意をいたします。

○20番（松尾征子君）

規定どおりいきたいので、答弁の方もちゃんと的確に答えていただきたいと思います。余分にしないでいいようにですね。

次に行きたいと思います。

16ページ、障害者福祉費のところでお尋ねをしたいと思いますが、4月から障害者支援費事業ですか、というのが始まったわけで、事業が今進行しているわけですが、この事業が始まる前からいろんな心配はあったわけですが、現に事業を取り組む中で、利用者が利用しようとする中で、いろんな問題が出てきたことは当局も十分御承知だと思います。制度が十分に整わないまま出発したということにも大きな問題があると思いますが、私は具体的な問題でお尋ねをしたいんですが、このことはもう市長にも直接私はお話をし、要求をしてきたわけですが、ほかの方は御存じないので、簡単に申し上げたいと思いますが、支援費制度の利用で子供を持つ家庭が、お母さんが仕事で家をあけなくちゃいけないと、ほかに頼る家族はいないという中で、障害を持つ子供さんを施設にショートで預けながら小学校に通わせるということで、市外の福祉施設に預けなくちゃいけないということで取り組みがなされたわけですが、学校の行き帰りの介助の援助はできるわけですが、移送をするに当たっての援助が全くないというそういう制度であるということをおもこの取り組みの中で初めて知りました。そして、これについては極端に言えば利用する人が親戚か、ボランティアか、だれかにお願いをしてもらわなくちゃいけないというようなそういうことだということを知って、ああ、そうかと思いましたが、よくよく考えてみますと、私は、今の交通事故も非常に多い中で、もし事故が起きた場合の補償その他がどうなるかと。身内ならいいですね。——いいわけないですが、身内ならまだしも何とか救いがあるわけですが、親切で近所の人とか知り合いが取り組んだ場合に、もしものことがあった場合には大変になるということで、何らかの対応ができないだろうかということをお願いをしましたが、今のところでは行政としてはそういう制度はないということで、どうにもできないという回答をいただいております。

そういう中で、老人介護については社会福祉協議会の方で移送のボランティアといいますかね、そういう制度を取り入れてあるということで、それを何とか利用できないかということでも申しましたが、それもできないということですね。じゃ、どうなるかといいますと、そこに行くのに四、五万のお金を出さないとできない状況です。それはそれとしてできない制度、でかしていかなくちゃいけないわけですが、今後の問題があると思うんですよ。こういう問題はこれからも出てくると思います。

そういうことで、私はぜひ国、一番根本的に問題なのは、国がそういう制度をつくっていきながら、大事なところの制度には手をつけてないという、そこに一番問題があると思います。しかし、そういう中でも事業が進められているわけですから、それなりに地域の行政が対応するというのをしないと、せっかく制度がつくられても、それが本当に生きた制度として使えないということになると思います。だれもが同じに生活できる体制をつくっていくことは大事なことだと思いますが、市長も既にもうどうしようもないということの御答弁、内容はお聞きになっていると思いますね。そういう中で今後、市長、私は鹿島市として少しでも進んだ制度、市の独自の取り組みというのを何らかの方法でやっていただきたいと。特

に老人介護についてはそれがまだまだ不十分な面もありますが、できているわけですから、その取り組みをやる必要があると思いますが、この件についての市長の御見解をお聞かせください。

○議長（小池幸照君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

お答えいたします。私の方からは事務的なことになるかと思いますが、そのようなことでお答えをさせていただきます。

今御指摘がありましたように、知的障害、あるいは身体障害、それから児童福祉関係、この三つの事案といいますか、これにつきましては、先ほど申されましたように15年の4月から支援費制度ということになったのは御存じのとおりでございます。さて、それで先ほどの事例でありますけれども、確かに今、制度としてある部分と、それから、どうしてもそれにのらない部分とあるのも事実でございます。

今申されましたのは、施設に短期入所して、そこから学校に通学をすると、こういうものでございますけれども、今ある制度といたしましては、例えば施設と学校の間を移送サービスという形でタクシーに乗る方法、その場合、タクシーはタクシー料金として払う必要が出てきます。それから、タクシーの介助人が乗りおりについて介助をすると、ここで介助サービスというのがこの支援費制度の機能が働くと、こういうことになります。それから、例えばタクシーの話ですけれども、タクシーに乗っている間に介護人が必要であると。具体的に言えばヘルパーがそこにいると、こういう状態も考えられます。その場合には支援費の対象になってくると、こういうふうになります。こう見てみますと、タクシー料金についてはすべてその障害者、そういう対象者が払うと、あるいはその家族が払うと、こういうことになります。

それで、先ほどもありましたが、65歳以上の高齢者福祉関係につきましては保険健康課の方で担当いたしておりますが、確かにそのサービスがっております。これが利用できないのかというようなことで私どもとしても随分検討いたしました。やはり現段階ではとても無理だと。先ほど申されましたように、ボランティア的にどうかということもいろんなことで考えてみました。しかし、言われるように責任の問題、こういうことが非常にネックとして出てまいります。こういうことがありますので、やはりするとすればきちっと制度的につくり上げる必要があるというふうに思います。その点につきましては、財政も伴うことでもありますので、これから支援費制度の中でこれがどう取り組めるのかどうか、その辺のところから私どもとしても勉強していかなくてはならないと、このように考えております。

以上です。（発言する者あり）

失礼しました。社会福祉協議会につきましては、社会福祉協議会といたしましては、

先ほどの高齢者の移送サービス、この関係を市から委託を受けてやっておられます。その車を利用してできないかということでの検討をいたしたということでございます。それで、やはりまず社会福祉協議会としては、市から受けたものでないから、その業務としてはおかしいということで、それはできないと。それから、それこそ社協の固有の仕事としてできないかと、こういうことも検討いたしました。やはり先ほどから問題になります移送をする車はあっても、例えば事故とかこういうことでの責任の問題とか、こういうものがきちっとされないとなかなか難しいと、こういうことであります。

それともう一つは、高齢者の方でされている移送サービスにつきましては、陸運局の許可を受けていわばタクシー的に低料金でできると、こういう許可を受けておりますので、それが限定的にされておりますので、全くの無料、ボランティアであれば検討の材料としてはなるかもしれませんが、先ほどネックと申し上げましたが、やはり責任の問題とか、こういうことが非常に問題になってこようかと思えます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

この問題は、松尾議員が非常に御尽力をなされておまして、私も直接お話をしておりますので、私自身は内容はよくわかっております。それで、ちょっとわかりにくい点があるかと思いますが、要するに身障者のお母さんがよそに用事があるから、今通っているところから別のところに通わにゃいかんと。そうした場合に、さっき課長が言いましたヘルパーさんとかなんともついておかなきゃいかんと、これは対応できるんですね。ところが、輸送費の問題——輸送費と言ったらおかしい、人間ばそがん言うたらいけません、行くための手段、それに対する経費、ここのところが今の現行の法律ではカバーできない部分が現実に生じてきたと、こういうところ。要するに親が責任を持って学校に連れていくのか、あるいは親がだれかに、近所の人か親戚に頼んで、よし、よかばいということで連れていくのか、あるいは公的な仕組みの中でそれができないかと。それができればよかったです。今の峰松所長の答弁のようになかなか今それが実現してないということ。それがいづれもできない場合は、本人の負担でタクシーを雇って登下校をさせにゃいかんと、こういうようなことなんですね。

確かに、先日も申し上げましたが、法律ではカバーできない部分が現実的に特殊な例としてこういうふうなことが出てくると思うんです。私も大分今度本当にお困りだろうなということで実は考えました。今実際、まだ最終的に私が今聞いたぐらいで、社協にもう一遍行って努力をしてくるというところまでこの話はちょっと途中で終わってたもんですからね。何とか、例えば最終的に当事者がこういう法律の網ですくえないような部分についてやっぱりこれは市の行政でやらにゃいかんとということですが、ちょっと方策をどうするかとい

うことは今後今から綿密に検討させていただきたいと思います。

ただ、今回も何とか自分の権限でできないかと思いましたが、例えばタクシーで行ってください。では、お金を市費で出しましょうと、これは市長というのは一つの機関ですから、マシンですから、ですから自分の判断で制度にないお金を使うということはどうしてもできないだろうというふうな判断をいたしたわけでありますから、これはひとえに市の制度上の問題ですので、今後、綿密に検討させてください。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今回の事例については、そういう形になるということは私も重々承知しております。ただ、最後まで何らかの方法、それなりの方法、例えば、タクシー会社と交渉するとかいろいろな問題があると思いますが、そういう形をとりたいと思いますが、今、市長が今後検討していただくというような態度でございますので、ぜひ、これは、まだほかに障害を持つ人たちの家族の方たくさんいらっしゃるわけで、もう既に今まででも重度の障害を持つ人たちを病院とかその他に家族の人で連れていかれているのはもう実際あるわけですね。ただ、今回は全く連れていってもらえる人がいないと、身内の人がいないというようなそういう中で起きたこと。それと、やっぱり国が新しく支援費制度というのをつくったわけですから、そこまでやっぱり何とか救えるような国の制度にかえさせていくということも、私たちが当然やるべきだと思いますし、行政としても私はやっていただきたいと思います。

とにかくこういう事態が起きてこないとなかなか、国が不十分な制度を投げかけてきますと問題が出てくるわけですが、これから私も今全国的にもそういう事例がないかということでもいろいろ資料も取り寄せております。そういう中で私自身も検討していきたいと思いますので、ぜひその方向で何らかの方向が打ち出せるように行政としてやっていただきたいということをお願いして、この件については終わりたいと思います。

これで終わりますが、あと私は討論には立ちませんが、今回、先ほど条例が一応通過をしましたが、私は反対の態度をとりました。その中に今回の予算も入っておりますので、この補正予算案に対しては、私は反対の態度をとるということを最後に申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

午前中はこれにて休憩をいたします。

午後は1時15分から行います。

午後0時9分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

まず、午前中の5番議員橋爪議員の質疑に対する当局の説明を求めます。中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

午前中の5番議員のさくら通りに関する御質問についてお答えいたします。

総事業費が約12億円から13億円と、市の方で今回ストリートパークということで約23,000千円という形の事業費になっております。延長が130メートル、車道が8.0メートルで、歩道が3.5メートルの両サイドという形になっております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

質疑を続けます。北御門商工観光課長。

○商工観光課長（北御門敏則君）

私の方からはさくら通りの活性化について、どのような計画をされているかということであつたと思います。TMO構想の中で中心市街地の全体的な活性化について、うたっておるわけですが、その中でさくら通りについてはどのようにしていくかということになるだろうというふうに思っております。

それで、まずさくら通りの商店街整備事業ということで、ハードの部門ですが、これを現在の街路事業を行うことによって整備をしていくということで、土木事務所の方で今、事業に取り組んでいただいているところであります。

それから、商業基盤施設の整備事業ということで、さくら通り商店街で組合をつくっていただきまして、さくら通りの中に駐車場を整備していこうということで、現在計画をいただいております。

それから、もう一つが今回予算をお願いしておりますさくら通りの商店街とピオを結ぶ回遊道路ということで、人の流れをつくらしていきたいということで、今回その一部の事業をお願いするところであります。

それから、ソフト部門になりますけれども、これはさくら通りを云々ということではありませんけれども、中心市街地全体の活性化事業について、まず空き店舗対策事業に取り組むとか、それから地域資源を生かした観光商業事業、これは現在、有限会社発酵、ナチュラルの方で取り組んでいただいております。

それと商店街のイベント事業ということで、その商店街独自でいろいろなイベントを独自で取り組んでいただいております。等々、こういうふうな事業を、今後中心商店街全体的にわたって、商工会議所と一緒にやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

質疑を続けます。4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

4番水頭でございます。二、三点質問をさせていただきます。

15ページの、先ほどから住基ネットの話が出ていましたけれども、何点か質問をさせていただきたいと思います。この住基ネットに関しては、いろいろ便利性も幾らかあるということとずっとお話を聞かせていただいて、転出ですかね、転入のときにも全国各いろいろな行っただけとか、また出るときにしていたのが簡単にということで、昨年ですかね、11けたの番号が送ってきたところでございますけれども、そこで、お尋ねいたします。

先ほどからこれに関しては、いろいろと不正な操作はされないんだということを答弁ずっとされています。そのかわり、最近いろいろとこのネット関係で不正アクセスとか、不正操作がまかり通るといいますかね、日常茶飯事というか、専門家がおりまして、いろいろなされているんですけども、まずこの点に関しては、対応としては大丈夫と思うんですけども、もう一回この点についてお聞かせください。

○議長（小池幸照君）

正宝市民課長。

○市民課長（正宝典子君）

お答えいたします。

今回、住基ネットのカードの不正操作の件でよろしいでしょうか。（「ちょっと1点目は、カードも含めてですけど、その前の段階でね、今、最初言った11けたの……」と呼ぶ者あり）

わかりました。昨年の8月25日にスタートいたしました時点で、11けたの番号を先ほど申しましたように国民全部に振られたわけですけども、そういう操作の面で大丈夫かということでございます。

私たち市としましては、1次スタートは行政機関がその住基ネットからのいろいろな手続に利用していいということで、行政機関といたしましては鹿島市は1台端末がございまして、操作する者は限定をしております。パスワードもちゃんと決めて、操作する者も決めておりますし、その操作をだれがいつ何をみたかという記録も7年間残るようになっておりますので、大丈夫と思っております。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

もちろん行政機関の方で、端末も1台あるということで、パスワードもちゃんと管理されて、何人かの専門的な方が扱われると思うんですけども、いろいろこれはもう個人情報のことにも関係してきますし、管理は徹底してできている、また、しなきやいけんです。でも、

また今回、今から先、今出発したばかり、いよいよ今度は第2次ですかね、8月からまたスタートしますので、カードの方も希望者には制作されるということで、さっき議案の中にもありましたけれども、そういうふうで、この点はこれだけでとどめますけれども、不正とかそういう操作がないようにぜひ心がけて、十分に注意をさせていただきたいことを要望いたします。

それで、このICカードの件ですけれども、いよいよこれが希望者にはということで、さっき500円ですか、されるんですけれども、このICカードには32キロビットが入る容量があるわけですね。これを全角に直せば1万6,000字入る計算になるわけですよ。要するに、カードの中にそういう情報の書き込みができると。そこで、お尋ねしますけれども、このカードに対しての多目的な利用の考えはされているんですか。

○議長（小池幸照君）

正宝市民課長。

○市民課長（正宝典子君）

お答えいたします。

今回8月25日から稼働されます2次サービスの住基ネットのカードでございますけど、今回は独自利用ということは考えておりません。条例で定めるものについて独自利用ができるということになっておりますけれども、現在合併が想定をされておりますし、また合併後でも、新たにそのカードに追加搭載ができるということになっておりますので、これは合併後の検討課題だと思っております。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

合併の方も踏まえてということですが、これは大体市が条例で定めることができるわけですね、この件は。現在、日本全国各地では、いろいろと印鑑証明証の印鑑の登録証とか、国民健康保険の被保険者証とか、こういうのももちろんこの中に入れられて、カードの中に入れられておる自治体はいっぱいあるわけですよ。我々は国民健康保健の被保険者証のカードは別に発行はされているんですけれども、あれにさっきからいろいろ出ていた写真等をつければ公的な証明にもなるし、それから、特に一番危惧されるのは、例えば印鑑登録証ですね、これがもし仮に不正にアクセスできたら、この印鑑登録証が日本、我が国は印鑑が重要な位置を占めていますので、アメリカ等外国ではサインがあればですけど、我が国は印鑑の大事さがありますので、ただいま答弁の中に合併のことをお話をされたんですけれども、当然このカードが発達してきて、ICカードが希望者のみにあっても、つくる人がふえてきた場合に、こういう要望は出てくると思うわけです。そういう中で、ぜひこの点も、今は住民票の写しだけにしても、将来的にはそういう考えも、全国的にもしていますし、多分また

この考えは当然出てくる問題でありますので、ぜひこの件も一応頭の中に入れておいてください。そういうことで、この住基ネットに関しては終わりたいと思います。

次に16ページの、さっきから身体障害者福祉費のことでいろいろとお話があったんですけども、これに関連ですかね。実は来年、東部中の方に身障者の方が入学をされるわけですよ。それから、古枝の方からもとか、浜の方からもと聞いているんですけども、障害者の方で足の方をちょっと悪くされていて、トイレの方がなかなか今小学校では和式ですのでできない。我が家に帰ってから用を足す。それとも学校の職員専用のトイレでさせていただいているのが今のあれですけども、学校の先生がいろいろ手助けしながら現在はされているんですけども、中学生になったらそういうわけにもいかないと思うわけですよ。中学校の方にも行ったら、洋式のトイレがないということで、まさか学校の先生のところにいろいろ手助けかりながらって、そういうものもちょっとこれは厳しいんじゃないかと思って、一つぐらい洋式のトイレがあってもと思ひまして、今回この関連ではありますけれども、ここで質問をさせていただいたわけですよ。そういうことで、ぜひこの件は市長、トイレの和式を洋式に変えるだけですので、何とかここで予算も大したことはないんじゃないかと思うんですけども、よろしくをお願いします。

一応第1点はこれで終わります。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

今の件につきましては、実態は私、把握をしております。そして、現場にも出向きまして、東部中学校には洋式トイレはあります。子供用もありますし、職員用もちろんあります。ただ、広さの問題で、車いす等も必要とするならば、もう少し工夫が必要でございますので、全体的にその辺も検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

僕が質問したのが、ちょっと若干ニュアンスが違うんじゃないかと思うんですけども、要するに今現在装具をされていますので、なかなか歩くのにもちょっと困難なということで、今教育長が言われた車いすのことにしましては、そういう面では利用は不可能じゃないかと思うわけですよ。そういうことで、質問させていただいたんですけども、教育長もじかに見ておられて、今議会の始まる前も教育長とは教育委員会の中でお話をさせていただいたので、それでまた、見に行っておられるんじゃないかと思うんですけども、そういうふうで親御さんからのじきじきのお願いでもありますし、詳しいことは後ほどまたしたいと思ひま

すので、ぜひその点もよろしく願いしておきます。

次に19ページ、ここに柵田地域保全活動支援事業ですか、この中に予算が、県の補助金ですか、つけられていますけれども、この点に関してですけれども、鹿島市には中木庭、それから大野、広平、早ノ瀬等いろいろ柵田が残っています。今回、鮎越地区で柵田地域保全活動支援事業ということでございますが、当市の柵田の保全に対してどのように考えておられるのか、まず最初にお聞きいたします。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

柵田の保全並びに柵田についてどういう考えを持っているかということですが、議員御存じのとおり、鹿島市には柵田というのがございます。しかし、今言われています、御存じのとおり、相知町あたりは広大な柵田が今点在をしていますが、鹿島市の場合は、どうしても小規模な形になっています。だから、これを今からどういう形でというのは、今から検討していきたいと思いますが、今までも丸木庭の柵田、御存じのとおり中木庭のダムの上のところですが、あそことか、音成地区、それから早ノ瀬地区あたりも整備をやっていきます。基本的には柵田の導水路の整備とか、そういう部分について原材料を支給しながら、保存をしていきやすいような形を今とっているところです。

今回も鮎越につきましては、特にU字溝の整備ということで、原材料を用意していますし、また、これについて地元と一緒に今後考えていく一つのソフトの面も含めて、今度取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

今さっき相知町の蕨野の柵田のお話が出ましたけれども、最近の新聞の中でもこれが取り上げられておりましたけれども、この相知町はけた外れですかね、日本柵田百選の中に1,050枚ですか、40ヘクタールという、そして相知町の駅から歩いてウォーキングできるという柵田ウォーキングというのを相知町がやられているんですけども、やっぱり我が市にも、これからしたら狭くても柵田の整備は必要だし、今回の予算では60何万ぐらいですかね、柵田に、鮎越地区ですか、でも、もっともっと国県からの補助もいただいて、この柵田に対しての、もう少しちょっと規模的な、観光面にも結びつけるような、そういう柵田保全事業を期待しているわけですよ。そういうことですね。

これは話によれば、今444号黒木トンネルが開通して、萱瀬ですかね、あそこの方と能古見地区ですかね、今ゲートボールなんか振興会でも行われて、交流があっていると思うんで

すけれども、昔は花嫁交流が萱瀬と能古見であったということで、この萱瀬の棚田の方に行ったら、そういう能古見の人の鹿島の親戚の方がおられるわけですよ。そういうことで、その交流のお話もいろいろ聞きましたし、ちょっと話が若干外れたんですけど、観光面での利用もしていただいて、そういうもので見ていたら、もう少し鹿島市もこういう大いなる田舎づくりの中で、こういうものも発揮されていくんじゃないかと思うんですけども、市長の頭の中にはどういう構想を描いておられるのか、よかったですらお聞かせ願えたらと思って、この質問に立たせていただきました。そういうことで終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

4番議員にお答えいたします。

実は私どももそういうことが幾らかありまして、実は昨年市内の北鹿島を除く5地区において、各部落の生産組合長さんなり区長さんの方に、あなたの地区に棚田というものがございませうかと、実は今つくってなくても結構ですと、今は荒廃地になっていても結構ですから、そういうものについて一々箇所数と面積等についてお知らせくださいと、そういう調査をいたしております。

その後、担当の方には各それぞれの写真等を撮りながら、今後どういうふうに活用できるのか、そういう面について一応プランをつくり上げようということで、実は進めさせてはおります。

ただ先般、前市議の田中議員の方からも質問がありましたように、特に能古見地区においては中木庭、あるいは早ノ瀬、大野、広平、そういう面については非常に景観が素晴らしいものがあるということでございましたし、七浦の方面からも稲はつくれなくてもレンゲとか、いろんな花をつくるなど考えていきたいというような話も出ておりますので、今後総合的にどこの棚田を、どういうふうに活用できるのか、それから水田として、あるいは景観の用地としてどういうふうなものができるのか、そして、今言われるように観光なりなんなりと結びつけた活用ができるのか、そういう面については研究をしていきたい、そういうふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

11番寺山でございます。私は重ねての質疑になろうかと思いますが、先ほどから住基ネットのICカードの件の質問等がなされております。この件について質問をさせていただきたいと思っております。ページとしては、この予算が掲げられておりますのは、使用料が入ってくる10ページと、それから15ページの住基ネットの購入費等ですね、が掲げられておろうかと思

います。その件について少しだけ質問をさせていただきたいと思います。

この件については、もうそれぞれ心配であり、危惧されている面が両議員から出されたことですが、昨今といいますか、この住基ネットが取りざたされてから、昨年から1年たとうとしておりますが、その間いろんなことが全国津々浦々でなされてきました。心配事があるということで、この住基ネットについてはそれぞれの市の条例で定めることができるとされておりますので、延期されているところとか、考えをまだまだ結論を出していないというところがあるというふうに聞いておりますが、この住基ネットというのは、さっきから出されておりますように、ただ国民すべての方々に11けたの番号を付して、そして、全国的なコンピューターネットワークによって流通がなされていくという、そういうふうなシステムということであります。

この件について、それぞれが心配なされていたことを踏まえながら、本市としては8月から稼働ということですが、この稼働を見合わせるというふうな議論がなされたのかどうか、全くそのまますんなりとなったのか、その辺の経緯について、まずお聞かせをしてほしいと思います。

○議長（小池幸照君）

正宝市民課長。

○市民課長（正宝典子君）

お答えいたします。

第1稼働するときも、そういう問題はお尋ねがあったかと思いますが、私たちは住民基本台帳法にのっとり仕事をしておりますので、今回の2次サービスにつきましても、どうするかという議論はいたしておりません。（237ページで訂正）

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

話し合いがなされないで、法的にこういうふうなものがすんなりといくということ自体がやはり住民無視といいますか、そういうふうな部分につながっていくと思います。これだけ大きなシステムで、ここ何年かの問題ではなくて、これは何十年前のもので昔は国民総背番号制という名前だったんですが、住基ネットワークというふうに名前が変わって、皆さん、国民総背番号制といたら、それぞれ個人が管理されているような気持ちになるわけですね。それが住基ネットワークというふうな名前に変更されたわけで、なかなかこれが、自分が管理されているんじゃないくて、これは自治体として、また国民にとって便利である、必要であるというふうに考え方を改めて、違う視点から見るができるような、見させるような名前にもなってきたわけです。ですが、何ら変わりが無いということで、問題点が全国いろんな自治体、そして自治体だけではなく、いろんな職業の方、団体の方が危惧をされている、

これは国民的な課題であると考えていますので、簡単に法的に決まったものだからというふうなことで決められるということに、私は本当にこれでいいのかなというふうなことを思います。それから、この件についてももう一度御答弁をお伺いしたいと思います。

そして、これは一般質問の折にも申しましたんですが、今回の中身では、今、水頭議員の答弁に出されたように、今回の2次サービスについては多目的利用といいますか、追加調整、追加については全く考えていない。考えるにしても市町村合併の後、考えられると、市町村合併をするかしないかはわかりませんが、市町村合併をしないとしたら、そういう道もあるわけですので、そういうときの考えとしてはどうなのかですね。鹿島市の方向性はお答えになっていないと思いますので、その辺もお聞かせをしてほしいと思います。

私が今回何でこういうふうなものを質問するかといいますと、これからいろんなものが多目的に利用されるかもわからない第一歩でありますので、やはりそういうふうなことを、多目的ないろんな情報はそこには加えないんだという答弁も欲しいわけですね。ですが、今回合併の折に調整をしていくこともできるんだと、その答弁だけでしたので、とりあえずそのことについてどういうふうになされていくのか、考えられているのか、お答えをしてほしいと思います。（「議長、暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

そのまま暫時休憩をいたします。

午後 1 時 49 分 休憩

午後 1 時 50 分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。正宝市民課長。

○市民課長（正宝典子君）

お答えいたします。

先ほどの答弁について、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

私がちょっと勘違いをしておりますして、第1次稼働をスタートするときも庁議を開いて検討をしていただきましたし、今回の補正の件についても検討して決めたということでございますので、そのように訂正をお願いしたいと思います。

それから、独自利用の追加機能をどうするか、合併をしなかった場合にはどうするかということでございますけれども、これは今後慎重に検討をして決めていきたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、住基ネットの第1次といいますかね、今は第2次ですから、区分けをしてそう言いますが、一番初めにスタートするとき、正直言いますと、私自身は法律で国が決めることだからというとらえ方をしておりましたので、このことに対して、スタートするに当たっての大きな疑念というのは持っておりませんでした。というのが、もう安全だということは私自身も、例えば住所と氏名と生年月日と男女ですか、基本的にはこの四つなわけでしょう。これは第1次のときの内容で言いますと、そうこれがどうのこうの扱われることはないだろうと、また、これがもし漏れても、そう大きな問題にはならんだろうと、こういうとらえ方をしておりましたので、そういうことを認識しておりましたが、そのうち新聞等の報道によって、これに対する疑問が呈せられまして、いろんなこれに潜む問題点というのが表面に、我々の前に露呈をされてきたわけです。

そういう中で、私まずこの問題に対して、その当時の担当に言いましたのは、こういう問題点があるというのをどうして市長に報告せんやったとかと。しかし、担当の方も、そういう確認をしましたところ、正直言ってそこまでは考えていなかったということだったわけです。それを緒にして、実は第1次稼働のときも、この住基ネットについてはいろんな議論をしました。そして、大丈夫であるという確信を持ちましたので、スタートを鹿島市としてもいたしました。

そのときに確認をしましたのは、当時からもう翌年の8月には、大まかこれこれの内容で第2次稼働が始まるだろうということと言われておりましたので、そのときにはまた議論をしますよという約束を担当の方と私の方として、その会議は解散をしたというふうに思っております。

今回についても、この第2次稼働というのがいよいよやってまいりましたので、この補正予算の一番初めの議論の中でもいたしましたし、また、市長室に担当課長来ていただきまして、いろんな説明をしていただきまして、これなら大丈夫だと。基本的には大丈夫だと判断したのは、先ほど来課長が言っておりますとおりの内容ということでありますが、もう一つはやっぱり基本的に、これを利用する、しないというのは本人さんの判断だというふうになっているからであります。

それから、もう一つ、合併協議の中でということですが、これは今後どういう内容をこれに盛り込むかという議論が出てくるかと思いますが、その内容によっても違います。違ってくると思います。ただ、これらもいろんな我々の行政内部でも議論をちゃんとしておかなければいけませんし、また議会の場で、だれが聞いても、これはよかろうというぐらいの判断をいただくような内容のものしかできないだろうというふうに思っております。

現時点では、第1次稼働のときに申し上げましたように、個人個人の秘密の保持ということから考えますと、そのときにこういう表現をしたと思います。運転免許証、あるいは保険証、こういういろんな個人情報をお我々はそういう証明書として所持しております。これが

一つのものにまとまりますと、これがもし紛失して人の手に渡ったり、あるいは何らかの手で情報が漏れたりした場合に、一つのカードに全情報が入っているという形でありますと、これは非常に人にとっての個人情報の保持ということから考えますと大きな痛手になる。しかし、ばらばらに、これは免許証、これは保険証、これはＩＣカードと別々に持っておりますと、いっちょ失ってもそのものだけの秘密情報が漏れたということだけで済むんじゃないかと、こういうことを説明したと思いますが、こういう観点から言いますと、合併後も慎重にこの問題はやっぱり取り組んでいかなければいけないと、そういうふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

はい、大まかわかりました。四つの情報といえども、いまだいろんなことがあっているという、見本的な状況があるわけです。大きなもので防衛庁の情報公開請求者リストというようなものがあつたわけなんです、国民には、課長が申されるようにメリットがあるかもわかりませんが、大きなメリットというふうには私はとらえていません。このようなものがなくても、それぞれの国民、多くの国民が余り大きな不便もなく暮らしているというのが現状だからというふうに思います。

そういう中で、まだまだいろんなものが懸念されている。そして、個人情報保護法案というものが、きちんとしたものをつくれるのは今後だと私は考えますので、こういうふうなものがきちんと整備をされてからでも私は遅くないと考えます。そういう中で、延期するお考えはないのかというふうなところをお聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

自衛隊の問題は、住基ネットの問題とは直接絡んでなかったというふうに私は思っておりますが、そうでなかったらちょっと説明をお願いします。

結局、これは御指摘のように、何らかの機密保持という観点から見て、漏れる可能性というのが本当にゼロ、もうゼロのゼロなのかと、このあたりまで言われますと、物事に可能性としてゼロということはございませんので、そういう意味で例えば、これは二、三日前の新聞ですか、公務員がこういう住基関係についての情報を漏らした場合には、1年以内ですか、懲役、こういう罰則も公務員法、強化されているようですし、そういうものでも補完をしているわけです。

結局、そういう個人が使うか使わないかは個人の判断、この2次以降はですね、そういうことになっていこうと思いますが、この個人の判断としては、やっぱり自分の利便性をとる

のか、あるいはそういうわずかながらも何らかの危険性があるから、私はこれを利用しませんというのか、これは個人の判断であります。

傍らには、先ほどちょっといみじくも申されましたが、やっぱり利便、便利というものもありますので、これは我々としてはできるだけ個人情報漏えいしないように最大限の仕組みをつくって、そして、公務員としても最大限に防御していきますということを努力をしながら、やっぱりそのあたりは個人の判断ということですので、そのあたりで判断をしていただければというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

それぞれの考え方とかあろうかと思えます。もう質問の回数が過ぎているかと思えますので、あえてこれ私、一般会計補正予算に対して今回いろんなものが出されています。緊急雇用対策の問題とか、教育の問題とか、よい補正案が出されておりますが、今回一括採決といえますか、そういうふうなものが問われますので、私はまだまだ個人情報の保護というものがきちんと守ることができるというところまで待っても、何ら国民に、また市民に支障がないというふうに考え、何とかこういうふうなものについては、本当に必要であれば、今、条例を定めて施行する意味合いが大きいかと思えますが、まだまだこれについては時間が必要だと思えますし、あえて今回8月からスタートする大きな、全くそういうふうなものは必要だと思いませんので、何とか延期をすることも可能ではないかというふうに考え、こういうことだけで反対するというのは問題かと思えますが、今後のネットワークシステムを肥大化させるネックにもなるかもわかりませんので、そういうふうな危惧を込めまして、反対をしていきたいと思えますが、反対討論にあえて立たないということで考え方を述べて、以上、質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

6番山口瑞枝です。2点について大きく質問をしてみたいと思えます。大きく2点です。

1点目は緊急雇用創出基金事業についての質問です。まず、5事業が今回出されておりますが、この5事業についての期間を教えてくださいたいと思えます。

○議長（小池幸照君）

北御門商工観光課長。

○商工観光課長（北御門敏則君）

今回の緊急雇用創出基金事業につきましては、五つの事業を提案させていただいておりますけれども、それぞれ関係諸課が違いますので、歳入の五つの窓口ということで私の方から

一括してお答えをしたいと思います。

今度の緊急雇用の期間ということでありますけれども、15年、16年度にまたがるものと、単年度で行うものというふうに両方であります。単年度で行うものが3事業、スポーツ施設周辺環境整備事業、それから公園緑地景観保全事業、それと公園緑地景観整備事業の3事業が今年度いっぱいであります。それと農道環境整備事業と下水路ポンプ場等環境整備事業が15年、16年度の2カ年の継続事業となっております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

期間は単年度と、またがるものということでございますけれども、私はこの期間の中に月日まで、何月期というのがわかればというふうに思っておりましたので、次に答えていただきたい……、ただいまお願いします。

○議長（小池幸照君）

北御門商工観光課長。

○商工観光課長（北御門敏則君）

申しわけありません。期間についてでありますけれども、先ほどの一般質問の補正のときも説明の中でありましたけれども、7月の下旬に県議会の採択をされれば、すぐにでもこの事業に取り組みたいというふうに思っております。

それで、五つの事業がそれぞれ期間違うわけでありますけれども、最低3カ月以上、スポーツ施設周辺環境整備事業につきましては、この内容は県民体育大会の開催を今年度控えているわけですが、その開催の施設の環境整備ということですので、7月から9月いっぱい。そのほかのものにつきましては、7月から今年度じゅうということで一応考えておるところであります。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

期間まで、月日まで今お尋ねをしたわけですが、この件については私も所掌でありますので、ということでございますが、私、次に質問する件については確認という意味で、再度質問をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほど御答弁があったように、単年度については7月から9月、それから今年度じゅうにその事業が行われるということでございますけれども、一つ公園緑化の雇用の方の事業で、協議会の説明の中では、城内の公園ですね、鹿島高校の堀、この部分をしゅんせつするというところで事業の計画が発表されたわけですが、実はここはもう皆さんも御存じと思い

ますけれども、環境の方と、それから環境推進協議会の方で明倫小学校のエコクラブ、これが昨年の11月にEMだんご、そこのお堀の泥をとってきて、EM菌を使ったEMだんごをつくって、河川浄化、あるいはそういう堀の浄化の環境学習の対象となった事業を行って、あそこに明倫小学校の4年生ですけれども、これが2回に分けて1万個余りのEMだんごを投入しております。

それで、このエコクラブが環境のための学習として、あの堀を利用しているにもかかわらず、今回こういう緊急雇用対策ということで出されましたので、私は委員会の席でもちょっと質問をしたわけですが、これが環境のエコクラブの子供たちのやった事業をそのまま何もなくて、ただ事業をエコクラブがやっただけということで、この事業にのせて、大人があそこをがっかん、がっかんやって、大きな機械を持ってきてしゅんせつをやった。これも大きな事業ですよ、事業の一つですけれども、そのあたりの子供たちの環境学習に対する今までやった成果というのが、この事業をすることによって気持ち的にどうだろうかというふうなことを、ちょっと私も考えております。

それで、このEMだんごを投入した時点で、この結果はなかなか1年ちょっとでは成果としてはあらわれないというようなことも環境課の方でもおっしゃっております。しかしながら、やはり1年もたたないうちに、私が先ほど期間を聞いたのは、ある部分では7月から入る、ある部分では10月からこの事業に入るというようなことを伺いましたので、このあたりを環境課の方、それからエコクラブ、教育委員会の方とも連絡をとりながら進めていかれたのか、私が質問をした後の確認のためにただいま質問をしておりますので、このあたり、子供たちがやったことが何にもならなかったというふうなことになるような配慮をしながら、事業というものを進めていっていただきたいという観点から質問をいたしておりますので、これは確認でございます。担当課です、そういう確認をしながら、どういうふうに今後進めようとするのかお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

お答えいたします。

確かに、エコクラブで環境学習や環境保全活動のためにEM菌だんごを旭ヶ岡公園のお堀に投入されて、研究とか調査とかされていること、児童の皆さん、そのサポーターの方に申しわけないという気持ちでおります。まず謝罪というか、おわび申し上げたいと思います。

そこで、委員会の後に、まず環境の方との連絡も調整をいたしました。この辺の横との連絡がとれていなかった部分は確かにあったと思います。それから、教育委員会の方からは、委員会を通しまして学校の方に、こういう形で議案に上げさせていただくということをちょっと連絡をさせていただいているところでございます。

そういうことで、非常に子供たちにとって環境の研究と、環境保全ということで大切な授業をこういう形で補正をお願いすること、心苦しいところがございます。ただ、この旭ヶ岡公園のお堀は長年にわたる周辺の土砂の流入がございまして、水深がかなり浅くなっております。水草も御存じのとおりたくさんございます。例えますと、コイの背びれが水面から上がってしまっているような状況の箇所もございますので、いずれ早い時期にしゅんせつが必要であるということで考えていたところでございます。そのようなことで、今回緊急雇用創出基金事業ですか、の話がありまして、このしゅんせつ事業をぜひともということでお願いしているところでございます。

なお、しゅんせつの方法は機械が入ったりなんかは、もう全くいたしません。すべて人力という形になります。

私の方からは以上でございます。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○小野原教育長（小野原利幸君）

今ありましたように、担当の課から私の方にそういうつながりがあっております。結果的にはそのようなことになっているわけですがけれども、子供たちの思いを無にしないように、学校等との必要なつながりをきちんとやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

ということでございますけれども、本当に子供たちが一生懸命環境学習についてやってきたことが、大人がやる事業というのは子供たちはわかりません。目の前で一生懸命やってきたことしか子供たちはわからないわけで、行政が、市がどういうことをやっていらっしゃるかというような大きなことについてはわかりませんので、そのあたりは子供たちが十分に環境学習について、旭ヶ岡に投入したということ、それから、まだ研究の成果があらわれていないわけですね。あそこに入れたけど、その後どうなったかという結果はあらわれないままに、あそこで手でこうやってしゅんせつをされたところで、行ってみたら、その結果も出ない前にきれいになっておった、こういうことではちょっと子供たちの気持ちに配慮がなさ過ぎるんじゃないかなというようなことを感じておりましたので、質問をさせていただいております。ただいま教育長の方からも答弁がありましたが、そういうふうに子供たちに十分に理解をさせた上で、こういうことでは必ずやって、やられると思いますけれども、もう念を押して、そのあたりを子供たちに理解をさせて、事業を進めていただきたいというふうに思っております。

それから、もう1点ですが、ここに地域の教育力活性化モデル事業というのが上げられております。先日の一般質問の中で、私は地域の教育力について質問をさせていただきました。その中で、生涯学習課長の方からの答弁に、私は少々不満を抱いておりましたけれども、ここにこういうふうな地域教育についての事業というのが出てまいります、補正ですけれども。ですから、こういうことが行われるというような予定があるということであったならば、こういう事業がありますよというような答弁をいただきましたかったなというふうなことを感じながら、質問をいたしております。大体どういうふうなモデル事業なのでしょうか。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

それでは、今回の補正の地域教育力活性化モデル事業についてお答えいたします。

この前の一般質問につきましては、答弁として至らなかったのを反省しております。今後注意をしたいと思います。

この事業は昨年度から実施されております。背景としまして、完全学校週5日制の実施が去年からあっておりまして、地域で子供を育てる環境の充実とか、人間性豊かな青少年の育成というものが求められておりまして、昨年7月の中教審答申の中で、青少年に対し学校内外を通じて、質、量ともに充実した奉仕活動、体験活動の機会を拡充していくことなどの提言がっております。そういったことから、この事業が実施をされております。

具体的に申しますと、まずは推進をするための体制の整備であります。これは地域教育力体験活動推進協議会というものを設置します。これはメンバーは6地区の区長代表者、その6名、それから7小学校区の子供クラブの代表者7名、それから学校、公民館主事、生涯学習課、それぞれ1名でするので、16名から成る協議会から成っております。これは地域での体験活動を推進したり、青少年関係団体、学校、市と連携として地域の教育力の向上を図るといふ点から、この協議会ができています。

次が体験活動、ボランティア活動、支援センターの設置、これは相談員というのを配置しまして、いろんな情報を収集するものであります。この前、生涯学習の人材登録バンクというものを設置しまして、それに申し込みをしていただいている方が既に何名さんかいらっしゃっています。

三つ目が、これが実際の事業になりますけれども、子供週末活動等支援事業ということになりますけれども、これが地域教育力の活性化モデル事業であります。この事業は三つに分かれています。一つ目が地区の体育館の開放事業であります。子供たちに安全な遊び場とか、居場所を提供するためのものであります。第1、第3の土曜日の午前中ですね。今回北鹿島の体育館と浜の体育館を開放して、子供たちを自由に遊ばせるというものです。

二つ目が、これはわんぱくスクール、毎月1回、ジュニアリーダー、高校生がリーダーと

なりまして、小学生まで一緒になって、世代間の交流を図るというものであります。

三つ目が、ふれあい囲碁教室事業、ヒカルの囲碁教室ということで、間もなく7月から始まりますけれども、これは毎月2回、エイブルに小学生を集めて、囲碁クラブのおじいちゃんたちが囲碁を教えてくれると、そういった事業であります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

たくさんの事業が行われるようであります。これは全部で地域の教育力というのは精神的なもの、皆さんがボランティアの気持ちを出しながら、そういう事業に参加をしていくほか教育力というのはいないわけであって、いろんな事業を設定されても、そこにどれだけの人を集めて交流をできるのか、皆さんと3世代交流にしても、そういうことが行われてくると思っています。モデル事業でありますので、どれが、どの部分がモデル事業になるのかわかりませんが、やはり地域の教育力という点からすれば、こういう事業が補正を出してでも行われたということは大変結構なことだと思いますので、さらにこういう事業の推進というのはやっていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

10番北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

1点だけ質問させていただきます。答弁によってはすぐ終わりますが、さっきの緊急雇用創出基金事業の中の旭ヶ岡公園の問題に関連してでございます。

一つは、今、山口議員の質問の中で、環境教育の問題が大切なのか、それとも事業そのものが大切なのかという質問があったかと思いますが、教育長は十分配慮をするような指導をしたいということでございますけれども、今までやっと緒についた事業がすぐ解かれてしまうということの、これ心の問題ですから、子供の心の問題として私は市長、あなた自身どういうふうにお考えなのか。その事業を進めること、しゅんせつ事業を進めることと子供の心の問題をどう対比して考えられるのか、ちょっと市長のお考えをお聞きしたいと思っております。（「ちょっと待ってください、御質問の趣旨が」と呼ぶ者あり）いや、いいです。もう少し、じゃ、説明させてください。

去年からやったと思うんですね、環境教育としてEMだんごをつくって、そしてその実験を今やっているところ、やっている経過ですよね、途中なんです。まだこの結果が出ていないわけですよ。そうするとね、子供たちはやっぱりそれに対する期待感というのがあるわけです。ところが、これ、しゅんせつ事業がなされるようになると、さっきの商工観光課長

の話では、7月に県議会で通ればすぐでもやるということになりますと、堀の状態がどういふふうになるかというのは、今の6月、7月、8月、この暑いときの温度の変化というのが一番水の環境というのは変わりやすいときですから、調べていくには一番いいチャンスなんですよ。ところが、それができなくなる。そうすると、教育長はうまく、言葉悪く言えば、子供をごまかす気なのかなというような気持ちがするわけです、私はね。そうじゃない、ほかにかわるところでも見つけてやろうとされるのか、あるいは子供たちが今までずっと積み重ねてきたものが継続的にやれるようにしていこうとされるのか、それともしゅんせつ事業を優先的に考えてやられるのか、そこら辺についてのお考えはどうなんですかと。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

ちょっと正直言って、ただいまの御質問に的確に私の考えがまとまっておりません。ただ、まず市長として、そういう子供たちが環境に対する理解を持ち、こういう地域挙げての事業に参加をしてくれていた、そういうことに対して市が横の連携を持たずに、そういう検証もしないまま次の事業を入れてしまった、これはもう市長として非常に子供たちに、あるいは市民の皆様におわびを率直にまず申し上げたいと思います。

したがいまして、このことをどう、後、子供たちに説明をしていくのか、このことに関しましても、私が直接教育長並びに担当の部長、課長を呼びまして議論をさせていただきたいと、こういうふうに思います。

○議長（小池幸照君）

10番北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

ぜひお願いをします。子供の心を傷つけないような配慮を本当にお願ひしたいというふうに思います。

同じ中身の問題ですが、しゅんせつをされる堀というのは旭ヶ岡公園の中にあるわけですから、管理は多分私は鹿島市が管理者になっていると思うんですが、そこをちょっと確認させてください。管理者は鹿島市ですか。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

管理は鹿島市でございます。それから、済みません。先ほど市長に対して御質問された中で、いつからかというのがありますが、うちは一応10月からと考えております、しゅんせつはですね。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

10番北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

これで三つ目なんです。そこで、実は堀に送る水の問題なんですけど、これは高津原の観覧の堤から鍋島さんのうちの前を通過して、相浦区長さんですか、あそこの横を通過して堀さん落ちてくるようになってますよね。昔は高津原の鹿島高校のグラウンドの中を通過して、校門の方から落ちよったのは御存じだと思いますが、これはお城の水路というのが観覧の堤から特別にありまして、それから入るようになっておったわけです。

ところが、今は旭ヶ岡保育園の少し下の方から昔は分水していくのと、それから観覧堤の本線と東の線の間にもう一つお城専用の線があったんです。そこからお城の堀には入りよったわけですね。これは高津原と市長とお話し合いがなされて、今の堀に落とすようなことがなされたという経過があります。

ところが、最近堀に水が行ったり行かんやったりしよつたらしいので、高津原の水を管理する堤気遣いというのがいるわけですが、その人に直接城内のある人から水をやってくいるというようなことがあるわけですよ。ですから、私が管理者はだれかというふうな質問をしたわけです。城内が管理者ではないし、また、松陰さんも管理者じゃないと私は思うんですよ。そうしますと、やっぱり私たちは市から言われればね、それは当然送らなければいけないわけですけども、高津原の人はね、そういう約束事があったと思いますから。ところが、そういうふうになっていないと。今後しゅんせつをされるということになりますと、これは水をどうしたらいいのかというのが出てくるわけですよ。ですから、当然このしゅんせつ工事をするためには、高津原の水の係というのはいるわけですから、そこら辺とも十分連絡をとっていただきたい。そして、先ほど申し上げましたように、城内の方が個人的に話をされるようなことがないように、やっぱりこれは市の方で行政として指導をしていただきたいということも含めて質問です。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

しゅんせつの前に高津原の水の係の方に十分に説明をとということでございますので、それはこちらの方から十分にさせていただきたいと思います。（「城内の指導、城内の方の指導」と呼ぶ者あり）私が答えていいのかどうか、よくわかりませんが、それも指導といえますか、お話しはその辺したいと思います。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

7番中村雄一郎です。補正予算に直接載っている問題ではございませんけれども、緊急性がありますので、台風6号関係で質問したいと思いますが、よろしいでしょうか。

まず、今回台風6号が発生をして、直撃をするというような形での情報が流れて、小・中学校も休校にされるような状況で、幸い少しずれたようでございますけれども、瞬間的にはかなり風が吹いておりましたので、あちこちで被害の状況等も聞いておりますが、被害状況に関しては、これは補正予算と関係ないので、もしかしたら資料がないと思いますが、台風6号に関する被害状況がわかればお願いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

おっしゃるとおり、まだ集計中でございます、私どもが19日の10時に災害対策本部を設置いたしまして、それでまず第一に情報収集に努めようというのを第一義的に取り組んだわけでございます、その段階では例えば樹木が倒れて、家屋に少しかかったとか、それから裏山から水が出ていると、普通はこういうことはないのにとかいう話とか、屋根がわらが一定間隔で飛んだとか、そういった報告だけは受けております。

今、各課いろいろ出てきているようでございまして、今集計をいたしております。後日また報告する機会があるかと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

はい、被害状況に関しては集計中だということで、これは後日結構かと思いますが、実は今言われましたけれども、19日の10時に災害対策本部を設置したと。台風が通過をして、2時か3時、時間ははっきりわかりませんが、その時点で解散をされたと思います。その後、被害調査等をなさっていると思いますけれども、今回私が質問したいのは、その後の対応の問題なんですけど、実はそれぞれ担当課は御存じだと思いますが、今回の台風で各河川、かなり雨量が多うございましたので、上流からいろんな漂流物が流れて、特に今回はヨシ、わら類が風向きの関係で、浜川でいいますと左岸、北舟津漁港に大量に漂流をしておりました。これは鹿島市漁協の浜支所の皆さん方が翌日早朝から出られて、片づけをされたわけですが、この辺の、いわゆるそういう被害があつて、それをどこに連絡をすればいいかということで、非常に指揮、命令系統が我々も対応できませんでしたし、ばらばらだったような気がいたしますので、台風が、災害対策本部が解散をされた後、市としては態勢として窓口は総務課に一本化をした形で、そういう対策本部的なものがあつたのかどうか、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

実は13時35分に災害対策本部を解散して、災害対策連絡室に切りかえるという指示が市長からありまして、そういった形で変わっていったわけでございます。それまでは情報収集担当をその当時は6人か7人、そういうときにふやしまして、いろんな情報収集をやっておったわけございまして、解散をしたと、切りかえたという段階では、当然各課の方もそのときはかなりそれまでは現地に行っていたり、ほとんど自分の関係する施設関係は見ていただいていたということがあります。そういうふうにして解散をしたと。解散した後にそういうことが出てきたよということならば、わからない方は総務課に電話していただいても結構ですし、関係各課、ここかなとおっしゃる方はそういった形でいいと思いますし、そういう形でしておりまして、すべて総務課の方に連絡をくださいという、何かあったら連絡をするよというふうな市民に対してのPRというのは、これはまだ、まだと言ったら失礼ですけど、欠けておった部分はあるかと思えます。

ちょうどきょうの議会が始まる前にその話をしておりまして、ヨシの話、これは関係各課で一回集まろうという話を、今ちょうどしておったところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

その話ですけど、ヨシの話なんですけれども、農林水産課、あるいは都市建設課、環境下水道課、それぞれに機敏な対応というのはしていただいたということは、これは評価をしているところでございますけれども、今言われたような形で、これからも雨、あるいは風対策が何回かそういうことがあると思いますけれども、市民へのいわゆるPRの仕方として、被害があった場合の対応窓口を一本化をして、やはり情報収集は一本化をしていく。市民の側からも総務課の方に連絡すればいいというような、そのようないわゆるPR、それはぜひ必要ではないかというふうに考えております。

それから、こういう場合の緊急の予算の措置と申しますか、現在このヨシは北舟津と南舟津の漁港に高く積み上げられておりますけれども、このごみの捨て場ですね、当初市の処分場といいますか、浜干拓にありますけれども、ごみの集積場の方に、量がわからなくてダンプ3台ぐらいならそこに捨てていいよというようなお話で、当初持ち運びをされてきました。

ところが、実際のダンプの台数というと、これは正確に調べておりませんが、目算で100台以上あったわけですよ。置く場所がないということで、緊急に判断をしていただい

て、両漁港の方に今積み上げて、じゃ、それをどういう形で処分するのかということなんですけれども、今後もこのような問題があると思いますが、市の集積場というのは1カ所しかないわけですね。そこでは汚泥等を入れ込んで、そこで分別して捨てなきゃいけないというようなことで、緊急な場合のそういうごみを集める場所の確保、それと、それを予算的に、そのような緊急な場合に関しては即座にやらなきゃいけない場合もあると思いますけれども、今回はたまたま近くで建設工事をやっていた建設業者の方々がお手伝いをされています。重機で片づけをしたということで、1日で済んだわけなんですけれども、緊急の場合のいわゆるごみの捨て場、あるいは予算の措置に関してはどのような対応を今後されていくのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

7番議員にお答えいたします。

まず、去年の例から申し上げますと、去年もちょうど台風で飯田漁港の方にヨシが流れてきたわけでございます。幸い鹿島の方はトラックに3台ぐらいでしたけど、太良方面が非常に多いということで情報が入りました。その段階では、県の方にすぐ連絡をして、このヨシはどこかの河川から流れているものだろうというようなことで、一応経費についてはどうするのかということで協議をしたわけです。

大体県の方は、どこの河川でどここの管理のものであるということはおわかっておられたようですが、最後までどこということはおっしゃられませんでしたけど、一応経費については漁協の方で処理された分については、見るというようなことで対策をしていただきました。

ただ、ことしについては、まだ今のところ県との協議が進んでおりませんので、なるべく早目にその件については進めてまいりたいと思います。

それから、災害の際のそういうものはどこに堆積するのかということについては、幸い漁港用地がある程度ございますので、その漁港用地につきましては、そういう面にもいつでも使えるというようなことにしております。空いているところは数カ所ございます。今回はまず浜が一番近いということで浜の方にしております。七浦であれば竜宿浦とか、いろいろありますので、そういう面ではその方の対策は十分できるという考えでおります。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

御質問は以上ですけれども、いわゆる窓口の一本化と、それと迅速な対応をとということで、的確に、どこに持っていったらいいのかというところを、今後もこのような問題、たびたびあろうかと思っておりますので、内部的に協議をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

質問をさせていただきます。実は今回の一般質問の中で、松尾議員の質問に対して市長の答弁がありました。これは補正予算をどういうふうにつくるかという問題で、緊急性とか、県の補助金とかあった場合には補正を組みますというような方針でございますでしょうから、そういう意味でお聞きをしたいと思いますが、松尾議員の質問に対して、現在の国道 207号が県道、あるいは市道に格下げになるということをおっしゃったと思うんですね。

このことについて、いわゆる私から見れば、現在の 207号の交通量、あるいは近いうちにバイパスが開通しますよね。開通した場合の交通量の問題、僕は恐らく今の 207号というのは現在、今約1日2万台と言われますが、余り減らないと思っております、実は、バイパスが開通してもですね。というのは、大型については早朝、深夜ですね、それについてはもうこれは水頭議員も指摘しておりますが、いわゆるバイパスを通れば、荷崩れをするというのが大方あるようでございますので、下を通るだろうというふうに僕は理解をしているわけですね。ですから、この問題について市長は今、単に情報としてそういうふうにあるのか、現に県からそういうふうにするよと言われておるのか、その対策の予算というものをやはりつくらにゃいかんだろうと私は理解を今回しているわけです。

そういう意味で、市長の答弁の中で言われた 207号の格下げの問題ですね、これは現在ははっきり言ってどのような状況なのか、それを市長の危惧なのか、県から言われたのか、そういう場合は必ず格下げになるんだよと。1日1万台以上通るような県道とか市道というのは普通僕はないと思うんですね。移管されると、将来においての維持管理が非常に膨大な費用になるというのは市長も言われておるわけですから、これに対する対策をやっぱり庁内なり、あるいは市民を巻き込んだ形での、あるいは議会とも相談する中で、何とかこの対策費用を僕は補正予算としてつくらにゃいかんだろうというふうに思っているわけですが、今回載っておりませんし、次回の補正予算の第2号にもそういう予算が見当たらないということで、今後この問題についてどのように取り組まれる予定なのかお聞きしたいと思います。

ちなみに、今回議会においては交通等の問題を調査するための特別委員会をつくるというふうなことで、今議論をされております。そういうことも含めまして、内外の関心も高いと思いますので、その点についての対策の予算化というものについて御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

実はこの問題は、もう私の方はそういうことが想定されましたので、かなり以前から、前の県会議員さんにも相談をいたしましたし、それから去年、あるいはおとしだったかもわかりませんが、土木事務所の方にも話をしております。その段階ではなかなかはっきりしたお答えというのはございませんで、どうもこのまま国道であり続けるということは、感触としては私は無理だというふうな受けとめ方を、そのやりとりの中でしております。

予算化の点であります。予算が果たして必要なかどうか、現段階でそこまでは私は予算という発想はございませんでした。ただ、この種のものに予算が果たして必要なのかわかりませんので、ちょっと検討させてください。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

これは今後議会の中の特別委員会の中でも、市長のそういう意向を受けて、かなり問題と、一つの課題として議論されていくものというふうに思っておりますし、私も今は自民党の鹿島市の支部の政調会長をしておりますが、自民党の中でもこの問題については県会議員さん、小池議員さんに御報告をしたところであります。

予算化という問題でございますが、私がなぜ今回それを言うかと申しますと、2万台通っているわけですね。そして、また2万台そのまま通った場合は、そういうものの役割だろうと、この道路がですね。だから、県道に落とすなり、市道に落とすということは恐らくないでしょうけれども、県道どまりじゃないかなというふうに僕は期待をしておるんですが、そういう場合の根拠として、例えば207号のバイパスの開通前と開通後の交通量の調査ぐらいはやはりしておかないと、いわゆる上級官庁に対して抗弁がきかないと。これだけ産業道路に近い道路を、一地域の生活道路に格下げになるというのは、私としては非常に維持管理の面で多大な負担をしなきゃいかんと。そのための抗弁として、いわゆる確かな数字的な根拠を持つという意味で、交通量の調査ぐらいはぜひしていただいた方がいいかなというふうな意味で、これは陳情行政とか、そういうのはそれぞれそのときの負担で、普通の通常の一般の経費でやっていかれるわけでございますでしょうけれども、これに対する対策をどうするかといったときには、恐らくそういう問題も出てこようかと思いますが、どのような御意見をお持ちでしょうか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

通行量がさほど減らないんじゃないか、あるいはやっぱり減るやろうと、これはもうやっぱり実際やってみらんとわからんわけで、ただ、何か荷崩れがするとかなんとかいうのは、いろんな意見の中で、そがんじゃないかというふうな、言っとる人もおんさっぱいというこ

とは聞いております。ただ、そういう荷崩れがする心配のない人は、じゃ、どうなのかということもございますので、これは先ほど言われましたように事前事後の通行量の調査、これはもう当然やらなければいけないと思っております。

この問題以外でも、以前からお答えしておりますように、この 207号バイパスが開通することによって通行量の変化がどうなっていくのか、こういうものも見きわめながら、鹿島市内の主要道路についての検証というものをしていくということでございますので、先ほど御提案いただきました事前事後の通行量と、交通量と、これはやらせていただきたいというふうに思っております。

今後のことでありますが、私自身も御指摘のように非常に心配しておるんです。これだけ中心市街地を通りながら、距離も大分長いわけですので、これを真つすぐ市の管轄とでも言われると、これはとても大変だというふうなことを考えておりますし、また、今議会でも意見が出ましたように、あそこのアメリカパンから先の拡幅、これなんかはまだ残っているわけですね。ですから、このあたりのことは若干ちょっとまだ公表できない部分もありますが、土木事務所との交渉の中で、少しニュアンス的な意味というのは出ておりますが、これが果たして土木事務所長さんの範囲内の責任での発言なのか、県全体としての取り組みの中での発言なのか、推量しかねることがありますので、ここでは差し控えますが、少しずつ今、予備段階としては今までも話し合ってきたところでありまして。十分これがそのまま市道ということになれば大変だという認識は私自身も十分持っておりますので、どうか議会の方でも執行部と一緒に、この問題に対しては対応をお願い申し上げたいと、こういうふうに思っています。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

市長の方針で、私たちが今回の一般質問を通じて初めてそういう情報を聞いたわけでございますので、議会としてもこの問題に対するやはり今後の議会活動の中でも、議会議員みんなが、あるいは議会全体がこれに取り組んでいくべきものであろうというふうに予想されますので、今後執行部と議会が本当に一つになって、その点、今後の運動をどう展開していくかについては十分な論議をお願いしたいというふうに思っています。

もう一つですが、これは住基ネットワークの問題でございますが、市長の結論がですね、予算案は出しておられるわけですから、多分通してくれという意味での、可決という意味での予算の提出だと思んですが、先ほどの質問の議論の中に市長はつきりおっしゃらなかったというのですが、これは推進という考え方でよろしいと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今回の2次稼働については、ぜひ推進をさせていただきたい。ただ、先ほど申しましたのは、担当課長の方から合併協議の中で云々と、これからのことと、この2次稼働以降のことについてということで、ああいうふうな答弁をしたと思いますので、今回の2次稼働については、ぜひ本人の判断という部分もありますし、また、基本的には安全であるというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

推進をするということで市長答弁いただきましたので、予算案についてはオーケーかなというふうな気がしております。いずれにしても、今回の2次の問題については、これはやはり法違反にならないような形でやっていかなきゃいけないということが前提でございますので、ぜひ推進方よろしくお願いをしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（小池幸照君）

1番徳村博紀君。

○1番（徳村博紀君）

1番議員徳村です。よろしくお願いたします。

26ページの保健体育費の問題で、ちょっとこれに関することになりますが、今からプール開きがあるんですけれども、毎年プールに関する問題というのは、事故が起きたときには非常にショッキングな事件が起きることが多いんですが、まずプールの排水口についての問題です。これは循環させている分、その中に子供たちが巻き込まれて事故が起きることが起きていますけれども、この点について問題が起きないように対策がとってあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですが、お願いたします。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

徳村議員の御質問にお答えいたします。

ただいまの御質問は学校のプールのことだということで、私の方から答弁させていただきますけど、その御指摘の件につきましては、体育主任等の点検も行っておりますし、鹿島市の市内のプールにおきましては既に改修を済ませております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

1番徳村博紀君。

○1番（徳村博紀君）

あと、プールの中の水質の問題なんですけど、プールの中の水質の問題で、プールの中に含まれている塩素ですね。要するに、殺菌する役目を果たす塩素の問題なんですけど、この塩素の量が規準値より低くなると、大腸菌とかさまざまな菌が繁殖する原因になるということが言われていますが、これに対して対策はしてあるんでしょうか。

そしてまた、厚生労働省の方ではプールのチェックですね、これは午前中1回以上、午後2回以上水質をチェックする必要があると決められているんですけど、この部分についてはきちんとチェック体制は万全なんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

プールの水質検査の件でございます。この件につきましては、今議会の一般質問の中で水頭議員からも学校の環境衛生規準の遵守ということで質問がなされています。鹿島市におきましては、プールの水質検査はプール使用期間中において3回の水質検査を実施いたしております。6月からプールを使用開始し、そして9月で終わるものですから、その期間に3回の水質検査を実施しております。規準でいいますと2回でよろしいということになっておりますけど、鹿島市におきましては3回の水質検査をして、塩素の関係では合格ということで報告をとっております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

1番徳村博紀君。

○1番（徳村博紀君）

ありがとうございました。以上で質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

2番伊東です。質問をいたします。

まず、さくら通りストリートパークについてでございます。このさくら通りの整備事業自体12億円近く予算がなされていると、そして、このストリートパークに20,000千円近く予算化されようとしております。その中で、さくら通りが今整備事業を行う前にスカイロード、この事業が一応終わりました。終わって、そしてまた、新しくこのさくら通りが始まっているわけですが、中心商店街は稲荷、新町、新天町と、あと3地区ございます。これにスカイロードとさくら通りをあわせて中心商店街と通常呼んでおりますが、この後、このさくら通り整備事業が終わった後に、中心商店街の空洞化対策として、ほかの3地区の商店街につい

て何か対策を練られているのか、それをまずお聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北御門商工観光課長。

○商工観光課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。

中心商店街のさくら通り後の整備計画にということですが、基本的にはハード事業ということでは現在は特別に計画はいたしておりません。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

ハード事業については、まだ今のところ考えがないということですが、御存じのとおりTMO構想を今商店街自体は進めております。この中で、それではソフト事業についてはどういうふうに対応をしていく予定でしょうか、答弁をお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

北御門商工観光課長。

○商工観光課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。

他の商店街のこれからのソフト事業ということですが、橋爪議員の御質問にもお答えをいたしましたけれども、まず現在も行っております空き店舗対策事業を今後も取り組んでいきたいということ、それからナチュラルを中心とした発酵のまちづくり事業というのを現在いたしておりますけれども、その推進、充実を図っていきたいということ。それと、スカイロード商店街でも、昨年度もさまざまなイベントをしていただいておりますけれども、そういうふうな集客に結びつくようなイベントを今後も推進していきたいということでありまして、そして、あと商店街の情報化事業ということでTMOの中でもうたっておりますので、今後地元の商店街、それから商工会議所等、随時連携をとりながら進めていきたいというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

ありがとうございます。

それで、このソフト事業の中に一つ入れていただいていたほしいのが、商店街の後継者、これの育成についてでございます。私自身その中で商売をしておりました関係で、10年ほど前ぐらいまでは商工会議所の方でそういうふうな勉強会等を行ってございました。しかし、ここ数

年そういうふうな勉強会等も行われておりません。また、当時、視察等も各先進地に商店街の若手経営者、勉強する機会がございましたが、今はそういうふうな機会が非常に少なくなっております。今後この厳しい経済状況の中、商店街が生き残るためにも、若手経営者、30代、まだまだ中心商店街には多数おります。そのあたりの支援をひとつよろしくお願ひしたいと思います。このさくら通りの件については、ここで終わらせていただきます。

○議長（小池幸照君）

北御門商工観光課長。

○商工観光課長（北御門敏則君）

お答えいたします。

商店街の後継者育成についてということで御質問ですけれども、たしか3年ぐらい前には、県の事業でこれに取り組んでいたというふうに記憶をいたしております。それで、今後も地元等要望があれば、そういう制度等を活用しながら、いろんな事業に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

次の質問をいたします。

先ほど中村議員の方からも質問がございましたが、先日の台風の件でございます。

浜漁港、北舟津漁港の方に、ヨシ、わら等がそこに蓄積をしたということのお話がただいまございました。その中で、非常に地元の漁協組合の皆さんは怒りを覚えております。この件につきまして。

まず、当日朝、20日の7時半から撤去作業を始めて、終わったのが夕方4時半、組合員、御婦人方、合わせて70名から80名総動員でこの撤去作業を行いました。先ほど中村議員の方からは、各農林水産課、環境下水道課、そのほかの課が対応が迅速であったというふうな発言がございましたが、全く迅速ではなかったと私は思っております。その後、農林水産課長がお見えいただきまして、その後、職員が3名来て、その作業にお手伝いをされただけです。こういうふうな災害の対策室というのが当日の19日の13時35分に解散をした後、連絡室というふうな形に変わったということですが、連絡室長の方はどなただったんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

室長というのはいなくて、私どもの総務課の課長補佐を筆頭に、企画課と一緒に5人ぐらいの体制で連絡室を組んでおります。その5人には、今解散したから連絡室に切りかえたと、だから、何か情報があったらすべて検知するようにと、そういった意思統一をし

ているところでございます。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

はい、なかなかよくはなっていないような感じがいたします。先ほども中村議員の方からお話がありましたけど、市の方に御連絡をしても、なかなか縦割り行政の中で、ほかの課に連絡ばかり進めるだけで、なかなか対応が遅いと、こういうことではこの先もっと大きな災害があったときはどうするのかなという不安を感じます。

それと、産業部長の方から、先ほど緊急予算措置についてでございましたが、県と協議をしていくとおっしゃったんですかね、ここでもう一度お聞きいたします。緊急の予算措置を県と協議をされるのか、お聞きをいたします。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

予算は緊急に、これはもう必ずせにやいかんと思います。ただ、具体的にどういうことがあったんでしょうか、ちょっと私は御質問が——おしかりをいただいておりますが、そのあたりちょっと受けとめかねておりますので、よかったですら御指摘をいただけないでしょうか。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

組合の人たち、男女合わせて70人近くの方が1日その作業をされたというのは、先ほどお話をいたしました。その中で、課長がお見えになった後、その上の方に、部長、市長には連絡が行ったのか。もしそれが連絡が行っていたとしたら、どうしてその現場を見に来ていただけなかったのかというのが漁協組合の方たちの怒りといいますか、そこのあたりを考えていただきたいということですけど。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、対策本部自体が、第1次、2次、3次とあります。実際問題として、市長が先頭に立ってやるというのは第3次になってからということでありまして、今回のものは初期の段階でありまして、そういうものはちゃんと仕組みの中で組んでございます。そういうことで、私がすべて現場に行つてということは、ちょっとできかねますが、今回それでお怒りということであれば、行けませんので、それはもう謝らにやいかんわけですけれども、そこ

まで全部私がやっぱり行かにかいかんやったんですかね。ちょっと私もわかりません、そこは。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

済みません、3回以上何か質問しているようですが、申しわけございません。

漁協組合の方たちは、実際自分たちが原因をつくったわけじゃないですよ。上流から流れてきた分、それが北舟津側にすべてとまった。それが台風のために船等をすべて1カ所に避難していた。その周辺にそれが大量に蓄積をしたということで、全く翌日から漁協にはそれを撤去しないことには仕事ができない。そういうふうな状況の中で、浜の南舟津の方々も協力をしていただいて、そういうふうな撤去作業があったわけです。これがだれも自分たちだけでしないと、ほかにはだれも手伝ってくれないわけですよ。それをするのが当然だと市長は思われるのか、やはりそのあたりが何かの補助策というか、それが必要ではないかと私は思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

こういう災害の場合には消防団を初め地元、あるいは各種団体、こういう方々には水防対策本部も組みまして、今回もまだ10日ぐらい前ですか、今年度の水防対策会議を開きました。ちょっとそこは漁協の代表者は来ておられませんでした。農協さんとか商工会議所とか、あるいは県の機関、警察、土木事務所、農林事務所、それから九州電力、九電工、あるいはJR、すべての人が参加をされまして、いろんな綿密な打ち合わせをしまして、そういう中でそれぞれの地域団体、あるいは県の機関、こういう人たちが連携をとりながら対応をすると、こういう連携をもともと組んでいるんです。

現場においては、そういう人たちが自動的に自分たちでそういうふうな対策、対応をするというふうなことになっております。そのすべてのトップが対策本部長として市長がいるわけです。ですから、当然そのときも私は、市全体もそうですけど、浜に関して特に本部長として、まず指示をしましたのは、10時過ぎに私出向きまして担当者に指示をしましたのは、まずはがぼい地区を見に行ってくれと、こういうときに見らにかいかん、見ておにかいかんぞと。それから、もう一つは高潮ですね、以前にもあそこの高潮については非常な心配がありましたし、そういうことで、あれが引き金になって、浜川の大橋下流を高潮対策事業で取り組もうと、こういうふうにもなったわけですので、そういう指示はしたところです。そういうことの中の報告の一つとして、アシ、ヨシが非常に多いと、それについてはちゃんと対策をしておってくれと、こういう指示をしたところでございます。

私自身が全方位に、こうこうしておるところに一つ一つ現場に行かにゃいかんかというのは、ちょっと私はそのときの判断としてできませんでしたので、もしそういうことでお怒りでしたら、私の対応不足ということになるわけですけど、それは後でまた検証させてください。（「以上です、どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

ほかにございますか。15番中村清君。

○15番（中村 清君）

これは実は文教の方でも私申し上げたんですけれども、不登校対策ですね、今度1市3町でされるということなんですけど、不登校者、ずっと毎年いろんな対策されても、なかなか減らないと同時に、卒業された後どのような何か対策されているのか、そういう調査をされているのかどうか、その点、最初にお尋ねしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

ただいまの御質問にお答えします。

鹿島市におきましては、平成10年度から学校適応指導教室さくらを設置しております。平成10年度からの卒業生というんですか、その在籍した生徒の進路でございます。平成10年度につきましては、8名の在籍者がおりました。1名が進学、そして学校復帰が2名、そして学校卒業が3名ということでございます。平成11年度が8名の在籍者がございました。それで進学が1名、学校復帰が4名、卒業が3名、平成12年度につきましては、8名の在籍生徒がおりまして、進学が1名、復帰が4名、平成13年度につきましては、9名のうち進学が4名、学校復帰が4名ということで、学校適応指導教室さくらについての目的を果たしているというように私どもは考えておるところでございます。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

調査をされて、学校に行かれた方、復帰された方、そういう方たちは何とかなると思いますが。ただ、卒業されてからも、どうしても外に出られないと、家に閉じこもりがちなんだという方が非常に最近ふえております。これは声なき声と申しますか、やっぱり家族としても非常に心配なわけです。人にも相談できないというか、自分がたの子供のことですからね、なかなか言えない、非常にそういう方が多いようでございます。私の知った方も結構いらっしやいます。

そういう中で、学校のときの不登校児という方が、卒業されてからもなかなか表に出ていけないと、そういう方が多いようですけど、そういう意味で、何らかの形でやっぱり卒業さ

れた後の対策と申しますか、行政でやるのはなかなか難しいかもわかりませんが、だれかが立ち上がって後のケアをしてくれないと、なかなか家族も大変だなと思っております。

そういう意味で、ぜひ今後の課題として教育長なり市長なり、何か考えがないのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

卒業生につきましては、義務制を卒業した子供につきましては、特別の調査といたしますか、そういったものはしておりませんが、スクールアドバイザーとかカウンセラーとかいうのは中学校、高校またがって行っておりますので、あるいは校長、または養護教諭等でそういう連絡会等は十分にやって、高校あたりには送り出しております。

一般社会人になったような方々につきましては、なかなか実態がつかめていないという実情がございます。こういう対象者につきましては、特効薬というのがなかなかありませんので、とにかく何らかの手だてといたしますか、これは当たること以外にないわけですね。しかし、当たるタイミングが今なのか、もう少し時期が必要なのか、非常にケース・バイ・ケースで非常に難しい場面というのが出てきます。しかし、学校だけでなく、やっぱり地域にかかわる者すべてが愛情を持って継続をするという、この基本スタンスを私も含めて持っていかななくてはならない、そして、その上で何らかの光を見出すようにやっていかななくてはならないというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

教育長の何らかの光を見出さなければならないという言葉信じて、やっぱり非常に難しい問題ですけど、これは学校の先生とか、民生委員の方、保護司の方、いろんな方々の情報等を集めて総合的に一つ一つやっぱり手を差し伸べていかないと、なかなか解決をしていかないと思います。そういう意味で、ぜひ前向きな姿勢で何らかの形でやっていただいて、第一歩を踏み出していただきたいというふうなことをお願いして終わります。

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第39号 平成15年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）については、こ

れを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって議案第39号は提案のとおり可決されました。
暫時休憩をします。

午後 3 時 23 分 休憩

午後 3 時 35 分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第14 議案第40号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第14. 議案第40号 平成15年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

それでは、議案第40号の平成15年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。議案書は31ページでございますが、別紙の補正予算書によりまして御説明申し上げます。

第1号でございますが、歳入歳出予算の補正について申し上げます。歳入歳出補正予算の総額に歳入歳出それぞれ20,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,695,066千円といたすものでございます。

今回の補正につきましては、昨年10月の老人保健制度の改正による高額医療費については、当初予算算定の段階でも説明いたしておりましたが、全然試算ができない状況の中で予算を組ませていただきました。今回新たに、ある程度の試算ができましたので、補正をお願いするものでございます。当初、払い戻しの予想は相当見込んでいたつもりでございますが、余りにも額が今回は補正が多うございますが、よろしく願いいたしたいと思っております。

それでは6ページ、事項別明細書によって御説明申し上げます。

歳入でございますが、1款1項1目の医療費交付金でございますが、補正を12,659千円お願いいたしまして、合計の2,551,866千円といたすものでございます。

次、7ページをお願いいたします。

2款1項1目でございますが、医療費負担金でございますが、補正を4,893千円いたしまして761,185千円といたすものでございます。

次、8ページをお願いいたします。

3款1項1目の県負担金でございますが、今回の補正が1,223千円いたしまして、計の18,422,600円といたすものでございます。

次、9ページをお願いいたします。

4款1項1目の一般会計繰入金でございますが、1,225千円補正をお願いいたしまして、計の194,782千円といたすものでございます。

次、10ページでございますが、歳出について御説明申し上げます。

2款1項4目の高額医療費でございますが、補正額が20,000千円いたしまして、計の2,234千円といたすものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくをお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第40号 平成15年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって議案第40号は、提案のとおり可決されました。

日程第15 請願上程

○議長（小池幸照君）

次に、日程第15. 請願上程であります。

今期定例会において受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり2件であります。

請願第2号 国立病院の独立行政法人化にあたり、賃金職員の雇用継承と医療・看護体制の拡充、院内保育所の継続を求める請願書及び請願第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願は、文教厚生委員会に付託します。

以上で、本日の日程を終了いたします。

明24日は文教厚生委員会を、25日から29日までの5日間は休会とし、次の会議は6月30日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時40分 閉会